

河南町第3期障がい者計画



河南町のカナちゃん

令和2（2020）年3月

河南町



目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| (1) 計画策定の背景 | 1 |
| (2) 計画の位置づけ | 2 |
| (3) 計画の期間 | 3 |
| 2 計画の策定体制 | 3 |
| (1) 計画策定の機関 | 3 |
| (2) アンケート調査の実施と計画への反映 | 3 |
| (3) パブリックコメントの募集 | 3 |
| (4) 大阪府・国との連携 | 3 |
| 第2章 河南町を取り巻く状況 | 4 |
| 1 河南町の障がい者(児)を取り巻く現状 | 4 |
| (1) 人口の推移 | 4 |
| (2) 障がい者(児)の状況 | 4 |
| 2 町民の意識と課題 | 8 |
| (1) アンケート調査の概要 | 8 |
| (2) 障がい者(児)アンケートの結果 | 9 |
| (3) 町民アンケートの結果 | 24 |
| (4) アンケート調査にみられる課題 | 29 |
| 第3章 基本理念と基本目標 | 30 |
| 1 基本理念 | 30 |
| 2 基本目標 | 31 |
| (1) 安心して暮らせるまち | 31 |
| (2) 障がいのある人とない人との相互理解・交流が進んだまち | 31 |
| (3) 充実した保健事業や障がい福祉サービスが利用できるまち | 32 |
| (4) 障がいのある人とない人とが協働するまち | 32 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 第4章 分野別施策 | 33 |
| 1 安心して暮らせるまち | 33 |
| (1) 建築物や交通機関等のバリアフリー化等の推進 | 33 |
| (2) 防犯対策の推進 | 33 |
| (3) 防災対策、災害時支援の推進 | 34 |
| (4) 意思疎通手段の確立 | 34 |
| (5) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 35 |
| (6) 地域における見守りの実施 | 35 |
| (7) 成年後見制度の利用促進 | 35 |
| 2 障がいのある人とない人との相互理解・交流が進んだまち | 35 |
| (1) 広報啓発活動の推進 | 35 |
| (2) 学校教育における啓発 | 36 |
| (3) 生涯教育における啓発 | 36 |
| (4) ボランティア活動の推進 | 36 |
| 3 充実した保健事業や障がい福祉サービスが利用できるまち | 36 |
| (1) 障がい福祉サービスの充実 | 36 |
| (2) 障がいのある子どもへの支援の充実 | 37 |
| (3) 医療費助成制度の実施 | 38 |
| 4 障がいのある人とない人とが協働するまち | 38 |
| (1) 就労につながる障がい福祉サービスの充実 | 38 |
| (2) 障がい者雇用促進についての啓発 | 39 |
| (3) 障がいのある人が主体となるボランティア活動の推進 | 39 |
| (4) 授産製品の活用 | 39 |
| 第5章 計画の推進 | 40 |
| 1 庁内における推進体制の整備 | 40 |
| 2 近隣市町村、大阪府、国との連携 | 40 |
| 3 住民、民間団体、事業者との連携 | 40 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 4 河南町・太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会との連携 | 40 |
| 5 専門的人材の育成・確保 | 41 |
| 参考資料 | 42 |
| 1 河南町障がい者計画策定委員会設置要綱 | 42 |
| 2 河南町障がい者計画策定委員会委員名簿 | 43 |
| 3 用語の解説 | 44 |

※河南町においては、障がいの「害」の字については障がいのある方の思いを大切にし、障がいのある方への理解をより深めていくために、マイナスイメージが強い漢字をできるだけ用いず、ひらがなでの表記を行っています。

ただし、法令や条例、固有名詞、学術用語等につきましては引き続き漢字を用いることとしているため、読みづらい点が多いと思いますが、ご理解をお願いします。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の少子高齢化は世界的にも類を見ない速さで進行していると言われており、福祉行政へのニーズは近年ますます高まっています。

障がい者福祉の分野では、「障害者基本法」をはじめとして、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法）」等が制定され、これらの法令に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現（「障害者基本法」の理念）」に基づく各種の福祉サービス制度が実施されてきました。

さらに、わが国は平成 26（2014）年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重の促進を目的とするもので、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みの一層の強化や、人権尊重の推進等が求められます。

本町も、障がい者福祉を町政の重要課題の一つと位置づけ、平成 12（2000）年に「人間の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」の実現に向けた「障害者計画」を策定、平成 22（2010）年には、第 4 次総合計画の基本理念である「きずな」と「つなぐ」を「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に結び付けた「第 2 期障がい者計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

また、地域福祉を推進するための各種の計画、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康かなん 21」等の策定、さらに、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」を策定し、すべての町民が安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めています。

この「第 3 期障がい者計画」は、これまでの障がい者計画を障がい者福祉のニーズや社会状況の変化をふまえて見直すとともに、まちづくりの総合的な計画をはじめ、上述の保健・福祉分野の個別計画及び施策との連携のもとに、町民と行政が一体となって、一層の障がい者福祉の向上に取り組むための基本方針を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

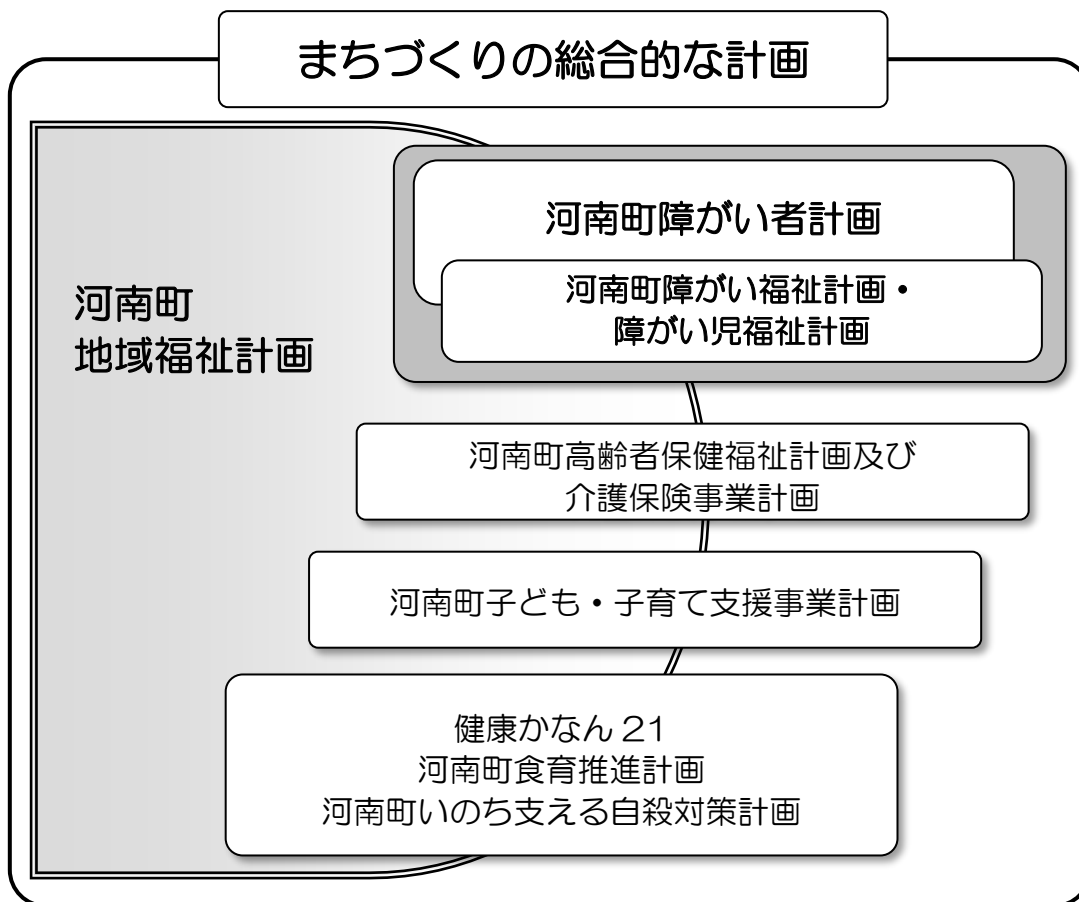
「河南町第3期障がい者計画」は、本町における障がいのある人に対する施策に関する基本計画であり、「障害者基本法」第11条第3項に基づく本町の市町村障害者計画です。

市町村障害者計画は、障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めるとともに、障がいのある人の生活の全領域にわたる施策の方向性と内容を明らかにし、国や大阪府が策定した障がい者基本計画をはじめ、かなんまちづくり基本条例第14条に規定するまちづくりの総合的な計画及び各種保健・福祉分野の個別計画との整合を図りながら、今後おおむね10年間の基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

○障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【関係諸計画との位置づけ】



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、令和2（2020）年度からおおむね10年間の計画として策定しました。

なお、法律の改廃、人口動態や施策の進展状況、社会経済環境の変化等に柔軟に対応できるように、必要に応じて内容の見直しを行います。

2 計画の策定体制

(1) 計画策定の機関

本計画は町議会議員の代表、障がいのある人の代表、家族の代表、関係行政機関の職員、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「河南町障がい者計画策定委員会」において審議し、その意見をふまえて策定しました。

(2) アンケート調査の実施と計画への反映

本計画では、障がい者施策に関する意見や障がいのある人の生活実態や意見、要望等を把握することを目的として、障がいのある人（身体、療育、精神保健福祉の各手帳を所持している町民）及び18歳以上の町民で手帳を所持していない人を対象にアンケート調査を行い、計画に反映しました。

(3) パブリックコメントの募集

計画の策定にあたっては、町民の意見をふまえた計画とすることを目的として、素案の段階で公表し、意見の募集を行いました。

(4) 大阪府・国との連携

計画策定にあたっては、大阪府や国の示す考え方や方向性等と適宜、整合性を確保しながら、策定作業を進めました。



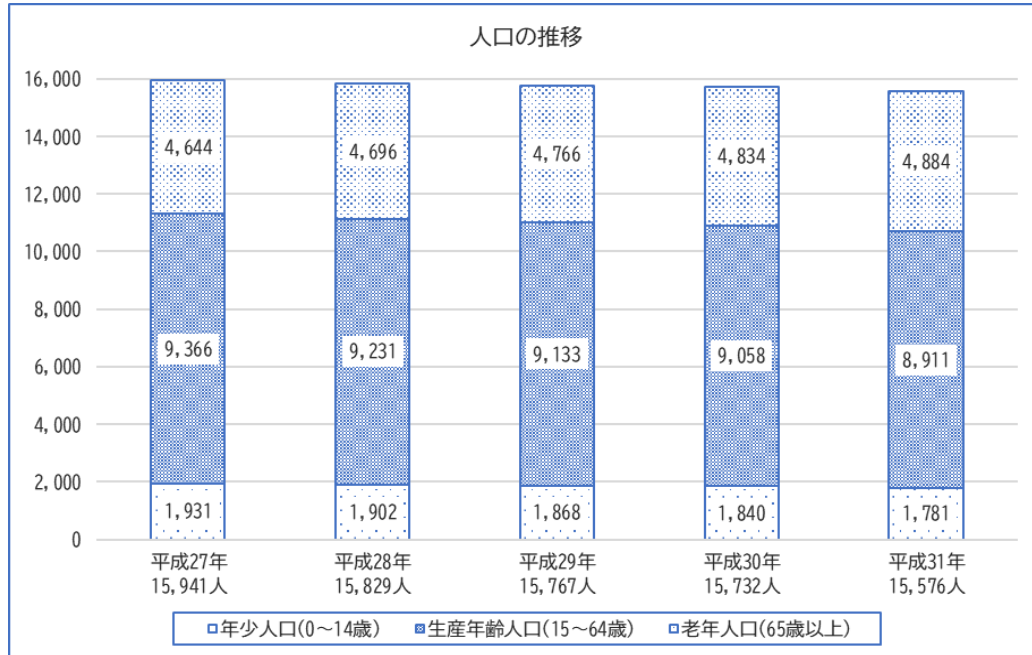
河南町のカナちゃん

第2章 河南町を取り巻く状況

1 河南町の障がい者(児)を取り巻く現状

(1) 人口の推移

[単位：人]

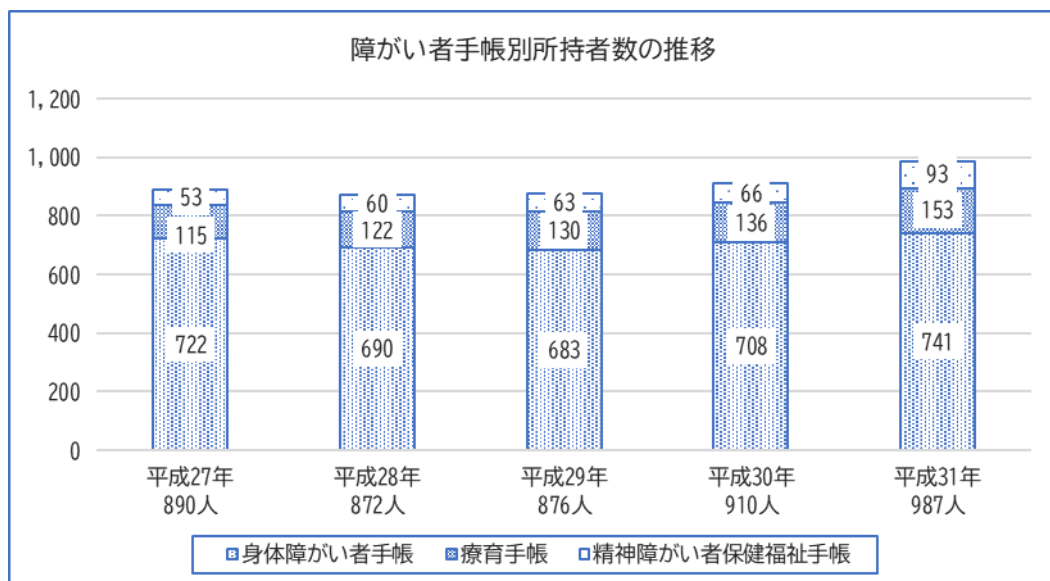


資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 障がい者(児)の状況

① 障がい者手帳所持者数の推移

[単位：人]

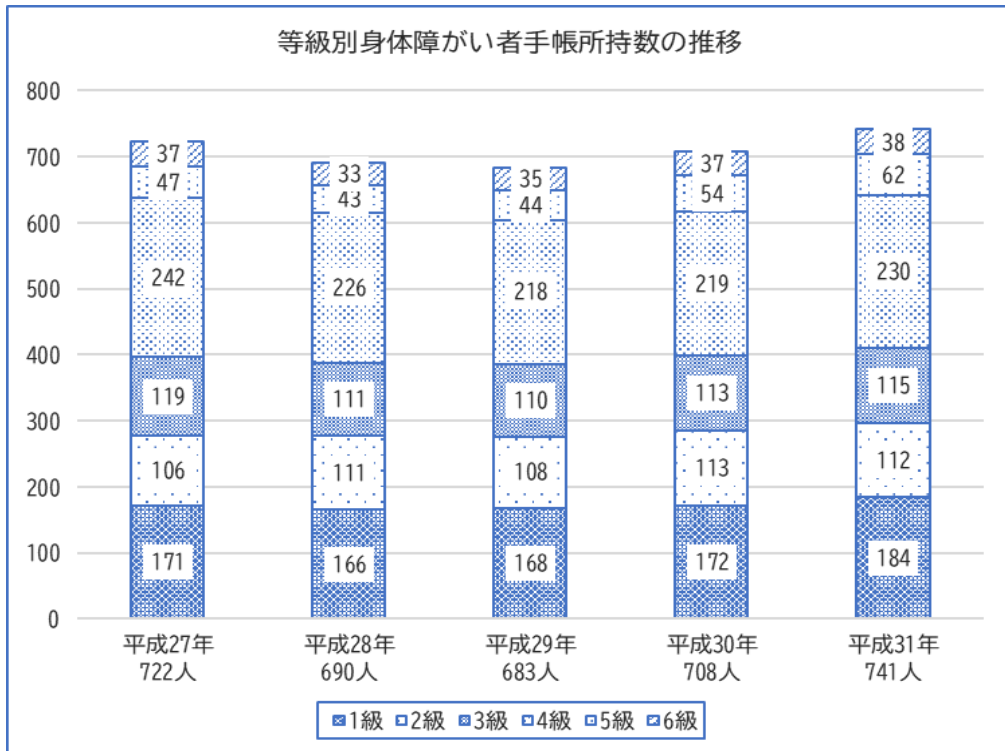


資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

② 身体障がい者手帳所持者数の状況

《等級別》

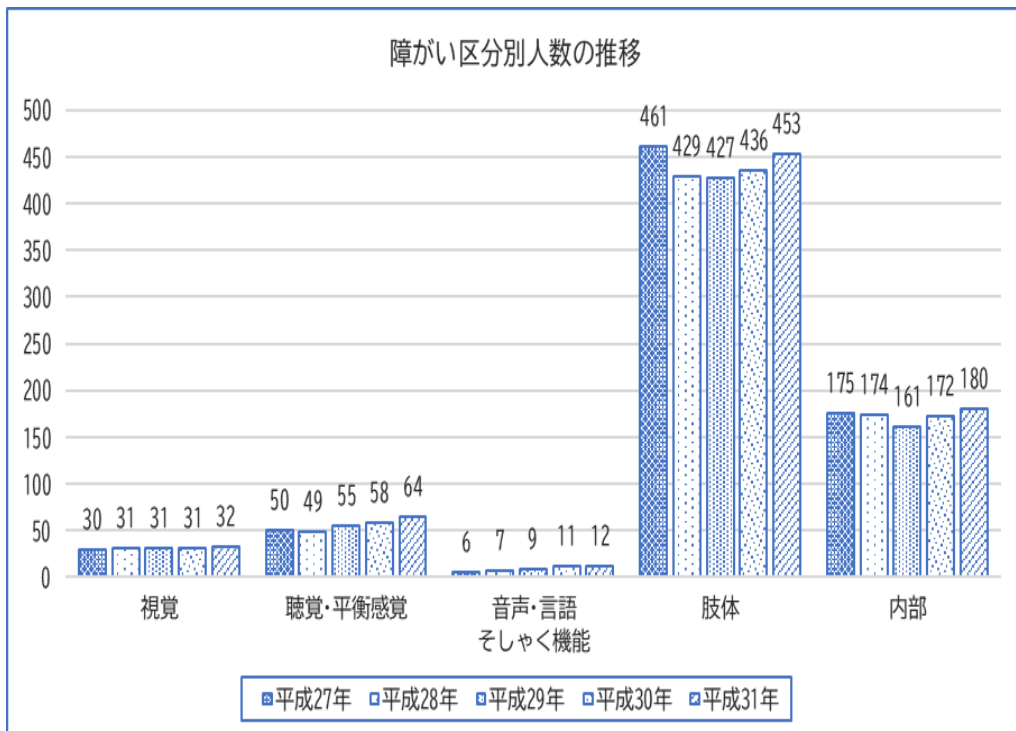
[単位：人]



資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

《障がい区分別》

[単位：人]



資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

《障がい区分、障がい児(18歳未満)・者(18歳以上)別》

[単位：人]

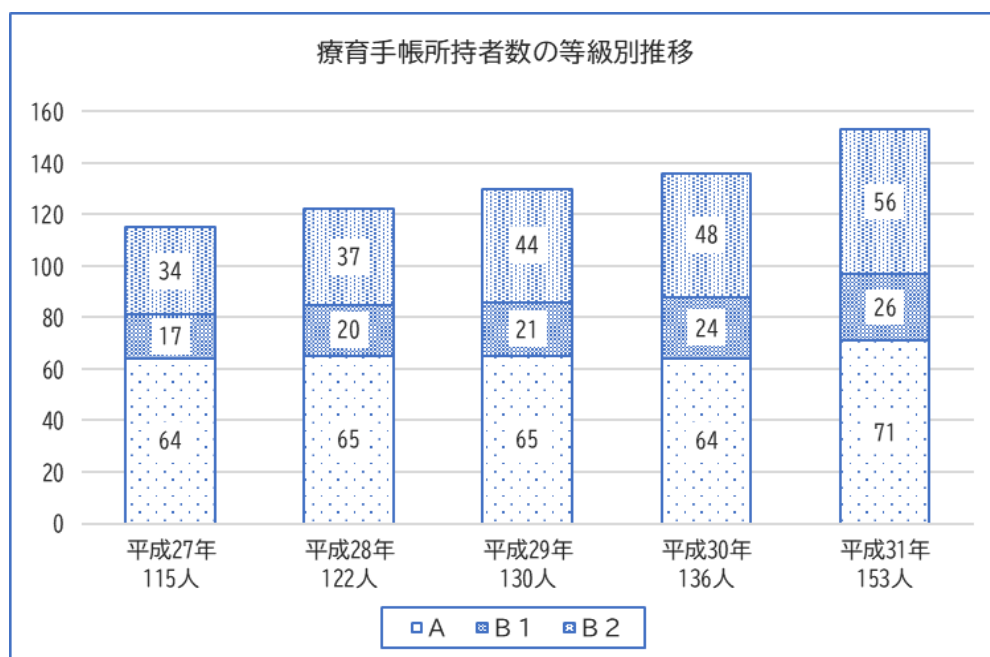
| 障がい区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚 18歳未満 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 視覚 18歳以上 | 30 | 30 | 30 | 30 | 31 |
| 視覚 計 | 30 | 31 | 31 | 31 | 32 |
| 聴覚・平衡感覚 18歳未満 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 聴覚・平衡感覚 18歳以上 | 48 | 47 | 54 | 58 | 64 |
| 聴覚・平衡感覚 計 | 50 | 49 | 55 | 58 | 64 |
| 視覚 18歳未満 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 視覚 18歳以上 | 5 | 6 | 8 | 11 | 12 |
| 音声・言語 そしゃく機能 計 | 6 | 7 | 9 | 11 | 12 |
| 肢体 18歳未満 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 肢体 18歳以上 | 458 | 427 | 425 | 434 | 451 |
| 肢体 計 | 461 | 429 | 427 | 436 | 453 |
| 内部 18歳未満 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 内部 18歳以上 | 171 | 170 | 157 | 168 | 177 |
| 内部 計 | 175 | 174 | 161 | 172 | 180 |
| 18歳未満 合計 | 10 | 10 | 9 | 7 | 6 |
| 18歳以上 合計 | 712 | 680 | 674 | 701 | 735 |
| 合計 | 722 | 690 | 683 | 708 | 741 |

資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

③ 療育手帳所持者数の状況

《等級別》

[単位：人]



資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

《等級、障がい児(18歳未満)・者(18歳以上)別》

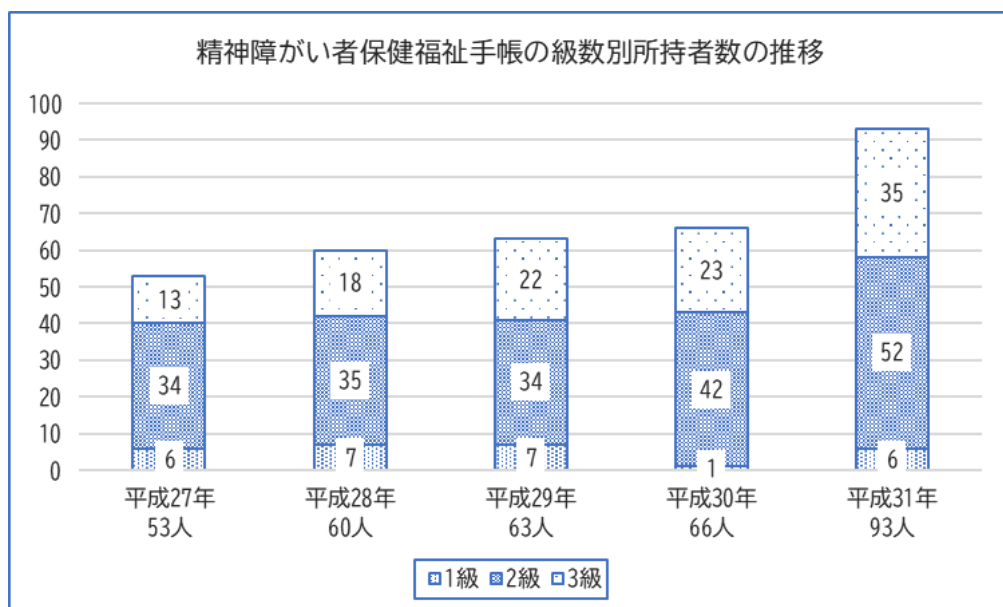
[単位：人]

| | 平成27年 115人 | 平成28年 122人 | 平成29年 130人 | 平成30年 136人 | 平成31年 153人 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| A 18歳未満 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| A 18歳以上 | 53 | 56 | 56 | 55 | 62 |
| A 合計 | 64 | 65 | 65 | 64 | 71 |
| B 1 18歳未満 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 |
| B 1 18歳以上 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 |
| B 1 合計 | 17 | 20 | 21 | 24 | 26 |
| B 2 18歳未満 | 17 | 21 | 27 | 31 | 37 |
| B 2 18歳以上 | 17 | 16 | 17 | 17 | 19 |
| B 2 合計 | 34 | 37 | 44 | 48 | 56 |
| 18歳未満 計 | 33 | 36 | 41 | 46 | 52 |
| 18歳以上 計 | 82 | 86 | 89 | 90 | 101 |
| 合計 | 115 | 122 | 130 | 136 | 153 |

資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

④ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況

[単位：人]



資料：大阪府統計年鑑(各年3月末現在)

2 町民の意識と課題

(1) アンケート調査の概要

障がいのある人の状況やニーズ及び障がいのない人の障がいに対する意識等を把握するために、障がい者（児）や町民を対象にアンケートを実施しました。

① 調査概要

- ・調査期間：令和元(2019)年10月10日から10月25日
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査対象及び対象者数

●障がい者（児）

調査対象者：本町に居住する3障がい（身体・知的・精神）手帳所持者から無作為抽出

調査対象者数：400人

●町民

調査対象者：本町に居住する18歳以上の町民を住民基本台帳から無作為抽出

調査対象者数：400人

② 回収状況

| 調査対象 | 配布数 (件) | 回収数 (件) | 有効回答数 (件) | 有効回収率 (%) |
|----------------------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 本町に居住する3障がい（身体・知的・精神）手帳所持者 | 400 | 197 | 197 | 49.3% |
| 本町に居住する18歳以上の町民 | 400 | 183 | 183 | 45.8% |

■ アンケート調査結果の見方

- ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、そのため、構成比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき実数は、その設問の回答数を意味し、Nとして掲載しました。その際の比率はNを100%としています。
- ・図表中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した設問です。
 - MA = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - 3LA = 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- ・複数回答は、1つの対象が2つ以上の回答をしても良い場合をいい、したがって、複数回答の場合は、合計割合が100%を上回ることがあります。

(2) 障がい者（児）アンケートの結果

一部、比較のために町民アンケートの結果とあわせて記載しています。

① 障がい者（児）の現状

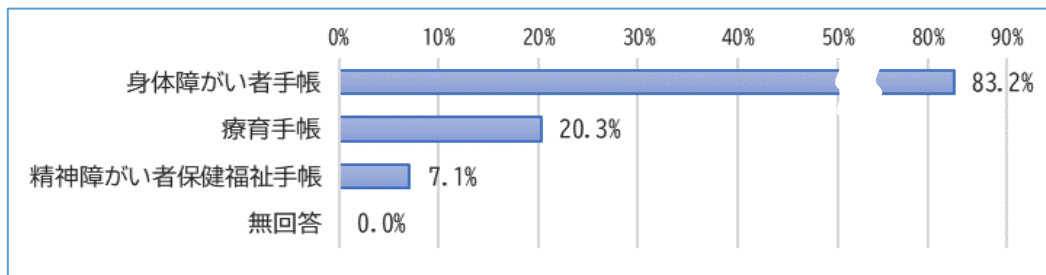
《年齢層》

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在の年齢は、65 歳以上が 61.9%、75 歳以上（後期高齢者）が 40.6%となっており、高齢化傾向が表れています。

《障がい者手帳・障がいの種類》

手帳の種類は、「身体障がい者手帳」（83.2%）、次いで「療育手帳」（20.3%）、「精神障がい者保健福祉手帳」（7.1%）の順になっており、手帳の重複取得もみられます。

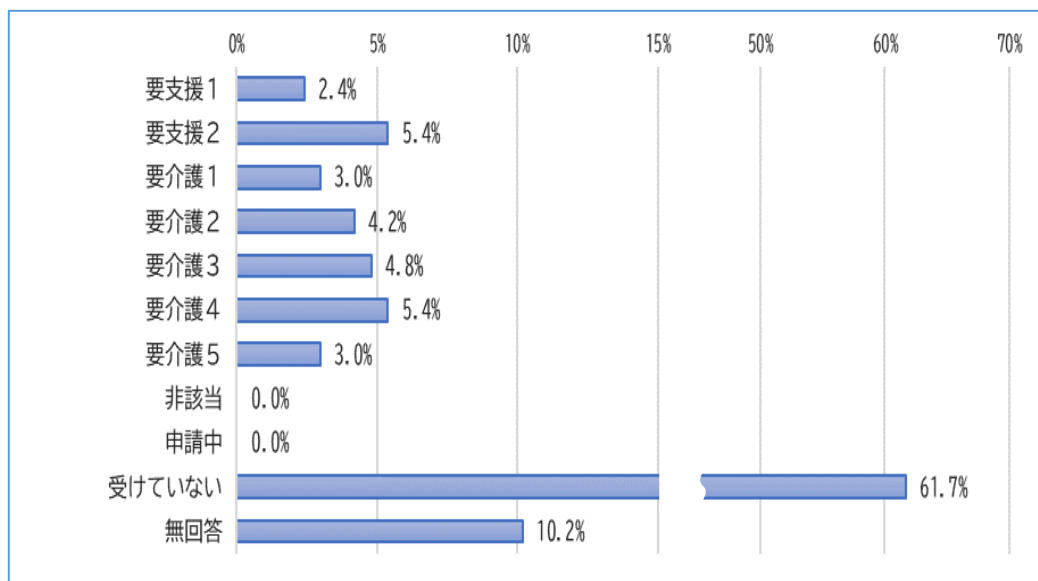
図 1. 手帳の種類 (N=197、複数回答)



《介護保険の要介護認定状況》

40歳以上の方で、介護保険の要介護認定を受けているのは4人に1人、うち『要支援』は7.8%、『要介護』は20.4%となっています。

図 2. 障がい支援区分 (N=197)

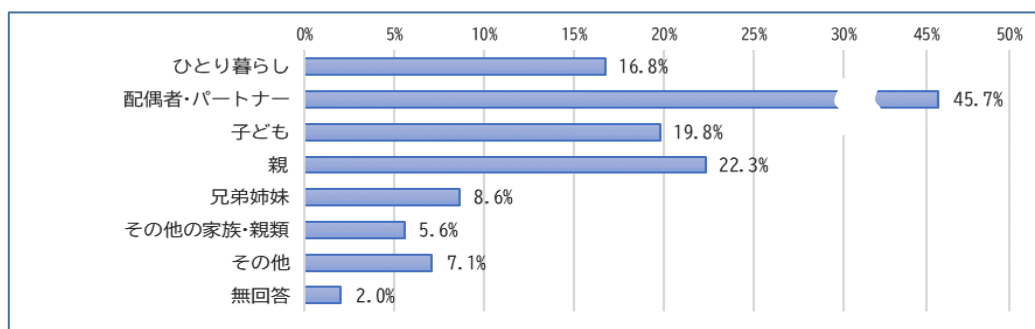


② 暮らし

《同居者》

同居者は、「配偶者・パートナー」(45.7%)が半数近く、次いで「親」(22.3%)、「子ども」(19.8%)と配偶者や親族の割合が顕著に高くなっています。

図 3.同居者 (N=197、複数回答)

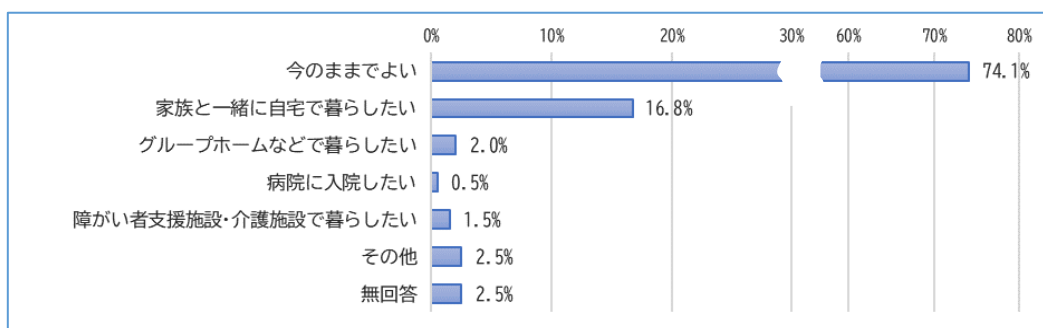


《今後暮らしたい場所》

今後暮らしたい場所は、「今のままでよい」(74.1%)の割合が顕著に高く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしたい」(16.8%)となっています。

「グループホーム」、「障がい者支援施設・介護施設」、「病院に入院」は極めて割合が低くなっています。

図 4.今後暮らしたい場所 (N=197)



《収入状況》

主な収入源は、「収入はない」が1割を占めるものの、9割近くは何らかの収入源があります。「国民年金や厚生年金」(56.9%)の割合が高く、次いで「障がいを理由とする年金、手当」(27.9%)と年金や手当の割合が高いことが表れています。「一般就労」や「福祉的就労」の収入は2割に満たない状況です。

③ 日常生活

《介助状況》

日常生活で、時間をかけても自力のできる割合が最も高いのは「食事」「寝起き・寝返り」、何らかの介助の必要割合が最も高いのは「緊急時の避難・連絡」となっています。

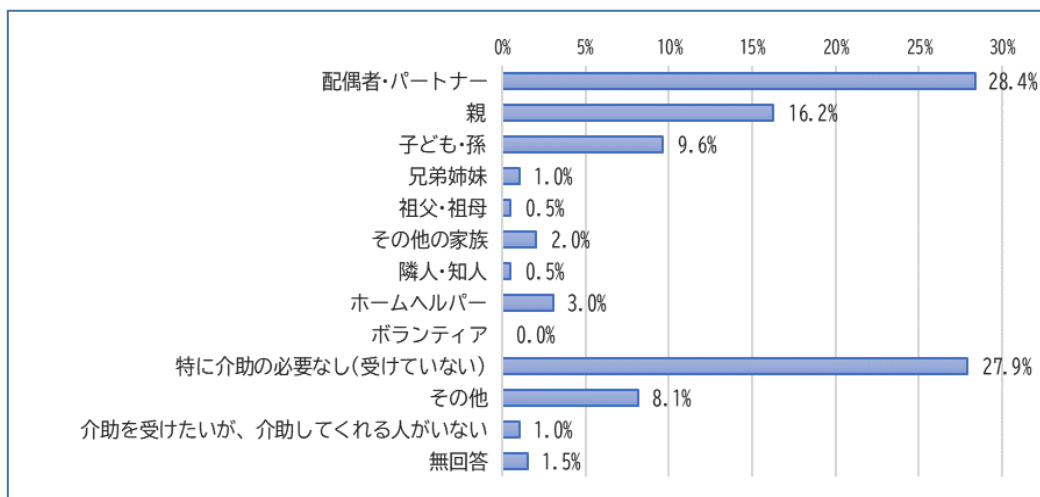
図 5. 日常生活の個々の場面での自力・介助度



《主な介助者》

介助者がいる人は7割を占め、**主な介助者**は、「配偶者・パートナー」(28.4%)、次いで「親」(16.2%)、「子ども・孫」(9.6%)と家族や親類が中心で、「ホームヘルパー」(3.0%)等の専門の介助者は1割にも満たない状況となっています。

図 6. 主な介助者 (N=197)



《主な介助者が一時的に不在の場合の対応》

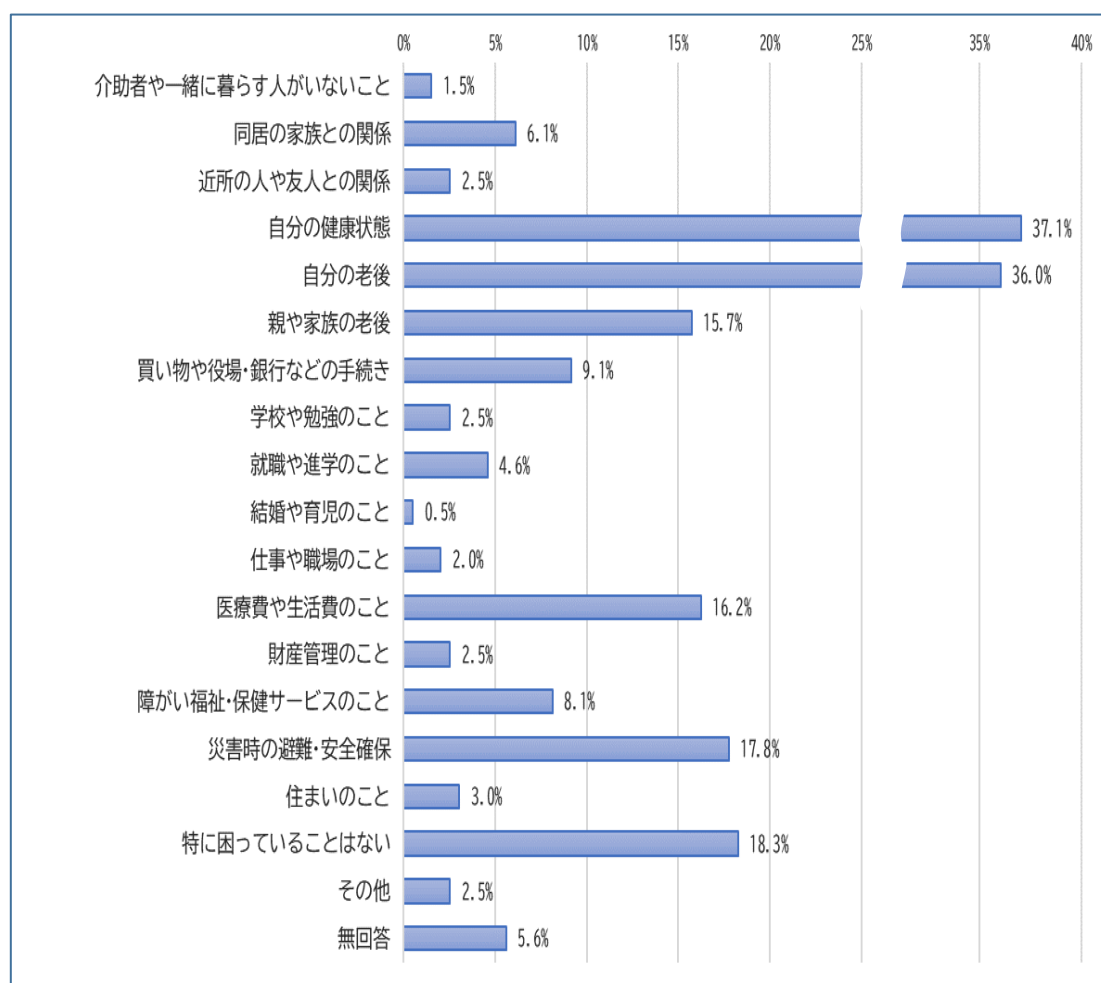
「自分自身で対応する(あまり困らない)」(8.4%)という人がいる半面、「どうしてよいかわからない」(3.1%)、また「考えたことがない」(15.3%)と、介助者の不在を想定していない人がほぼ2割を占めています。

主な介助者が不在のときは、「他の家族が介助する」(31.3%)、次いで「施設に入所する」(9.9%)、「親類に頼む」(6.9%)、「誰にも頼まない」(2.3%)、「ボランティアに頼む」(1.5%)と『家族が中心』となった介助者不在時の対応となっています。

《日常生活で困っていることや不安》

7割以上の方が日常生活において、困りごとや不安を抱えています。割合が高い順に、①「自分の健康状態」(37.1%)、②「自分の老後」(36.0%)、③「災害時の避難・安全確保」(17.8%)、④「医療費や生活費」(16.2%)、⑤「親や家族の老後」(15.7%)となっています。

図 7. 日常生活で困っていることや不安 (N=197、回答は3つまで)



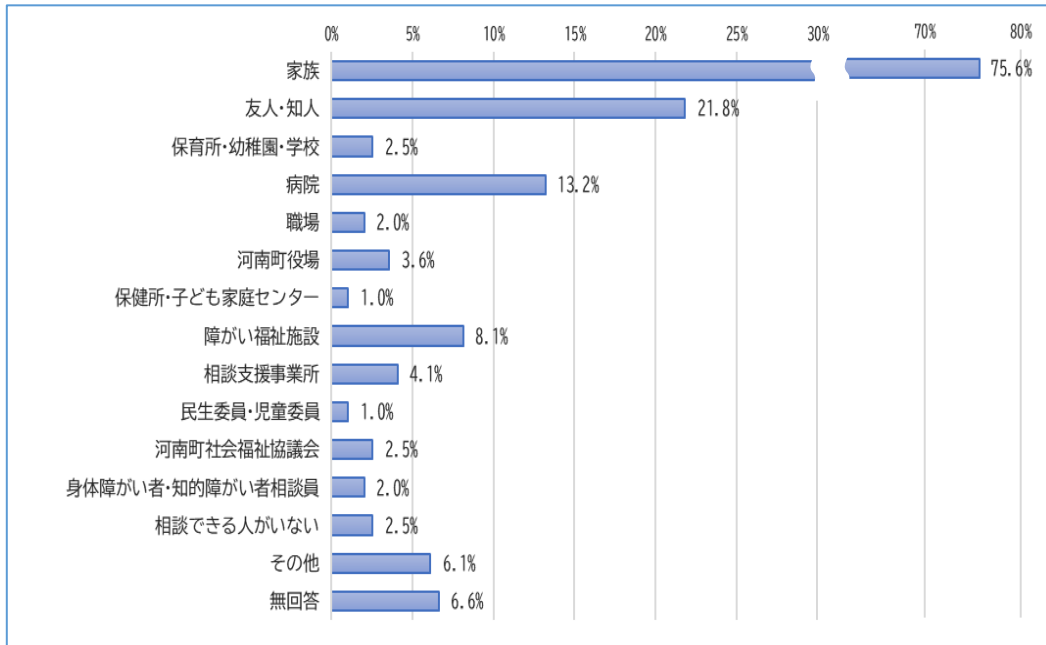
《悩みの相談先》

9割が何らかの相談先や人があると回答しています。

内訳は、「家族」が75.6%と圧倒的に割合が高く、次いで「友人・知人」(21.8%)と、親族や親しい『人』の割合が相対的に高くなっています。

機関・組織では、行政機関や福祉施設等よりも、医療機関を相談先とする人の割合が高くなっています。

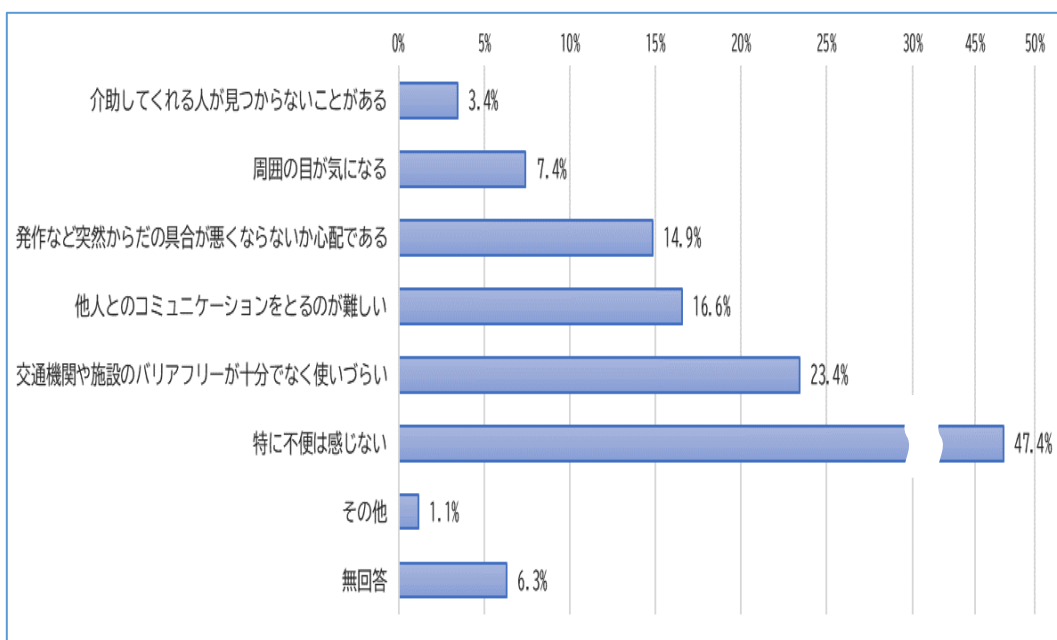
図 8. 悩みの相談先 (N=197、回答は 3 つまで)



《外出時の困りごと》

外出時に困ったことや不便なことは、半数近くの人が「あった」としています。内容は、「交通機関や施設のバリアフリーが十分でなく使いづらい」(23.4%)、次いで「他人とのコミュニケーションをとるのが難しい」(16.6%)、「発作など突然体の具合が悪くならないか心配である」(14.9%)、「周囲の目が気になる」(7.4%)、「介助してくれる人が見つからないことがある」(3.4%)の順に割合が高く、交通機関や施設のバリアフリーが不十分であることとともに、障がいに対する社会的障壁が外出を妨げている様子が伺えます。

図 9. 外出時に困ったことや不便なこと (N=175、回答は 3 つまで)

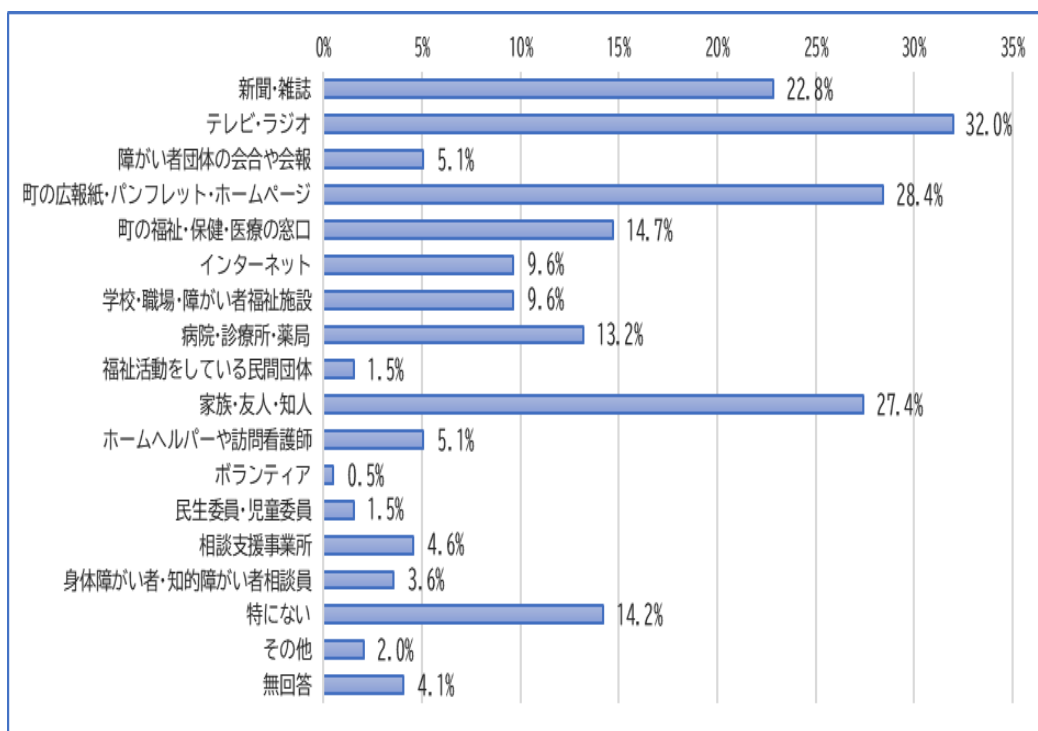


④ 情報入手やコミュニケーションについて

《障がい福祉の情報入手先》

上位5位は、①「テレビ・ラジオ」(32.0%)、②「町の広報紙・パンフレット・ホームページ」(28.4%)、③「家族・友人・知人」(27.4%)、④「新聞・雑誌」(22.8%)、⑤「町の福祉・保健・医療の窓口」(14.7%)となっています。

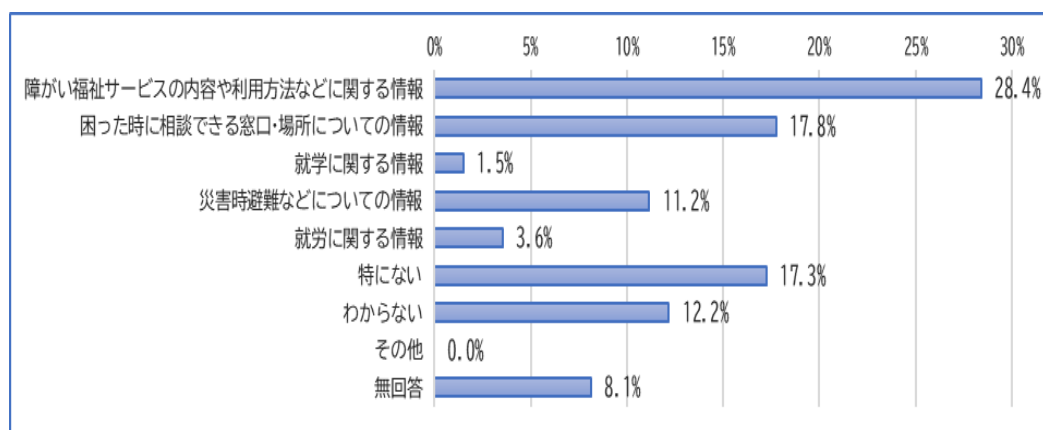
図 10. 障がい福祉の情報の入手先 (N=197、複数回答)



《今後充実してほしい情報》

「障がい福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」が28.4%、次いで「困った時に相談できる窓口・場所についての情報」(17.8%)、「災害時避難などについての情報」(11.2%)の順に割合が高くなっています。

図 11. 今後充実してほしい情報 (N=197)



《障がいに対する町民の理解の進捗度》

町民の障がいに対する理解度については、障がいのある人の方が高く評価しています。

・障がい者（児）アンケート結果

理解が「進んでいる（「多少」を含む）」が47.1%、「後退してきている（「多少」を含む）」は3.6%、「どちらともいえない」が26.4%となっており、半数近くの人が障がいに対しての町民の理解は進んでいる、としています。

・町民アンケート結果

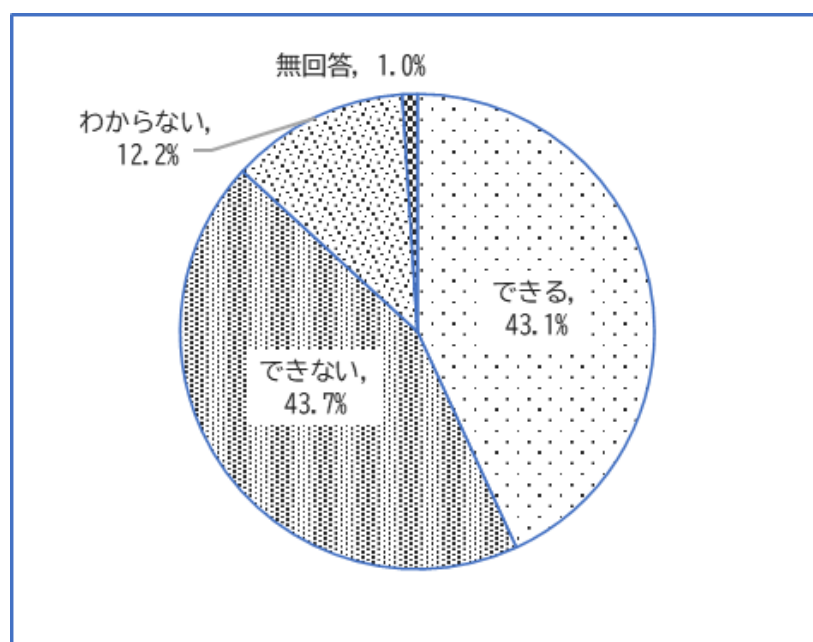
「わからない」が40.4%で最も割合が高く、次いで「どちらともいえない」（29.0%）、「進んでいる（「多少」を含む）」は26.8%となっています。

⑤ 災害時の避難などについて

《災害時の避難》

台風や地震などの災害時に、ひとりでの避難が「できない」が43.7%、「できる」は43.1%となっています。

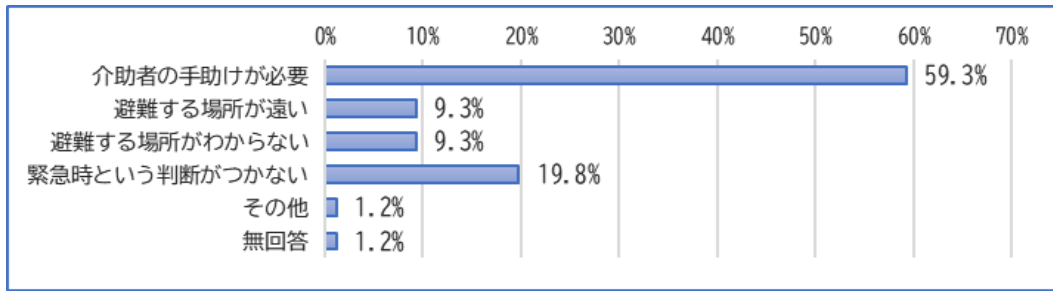
図 12. ひとりでの避難の可否 (N=197)



《ひとりで避難できない理由》

「介助者の手助けが必要」が59.3%、次いで「緊急時という判断がつかない」（19.8%）、「避難する場所が遠い」「避難する場所がわからない」（いずれも9.3%）の順になっています。

図 13. ひとりで避難できない理由 (N=86)

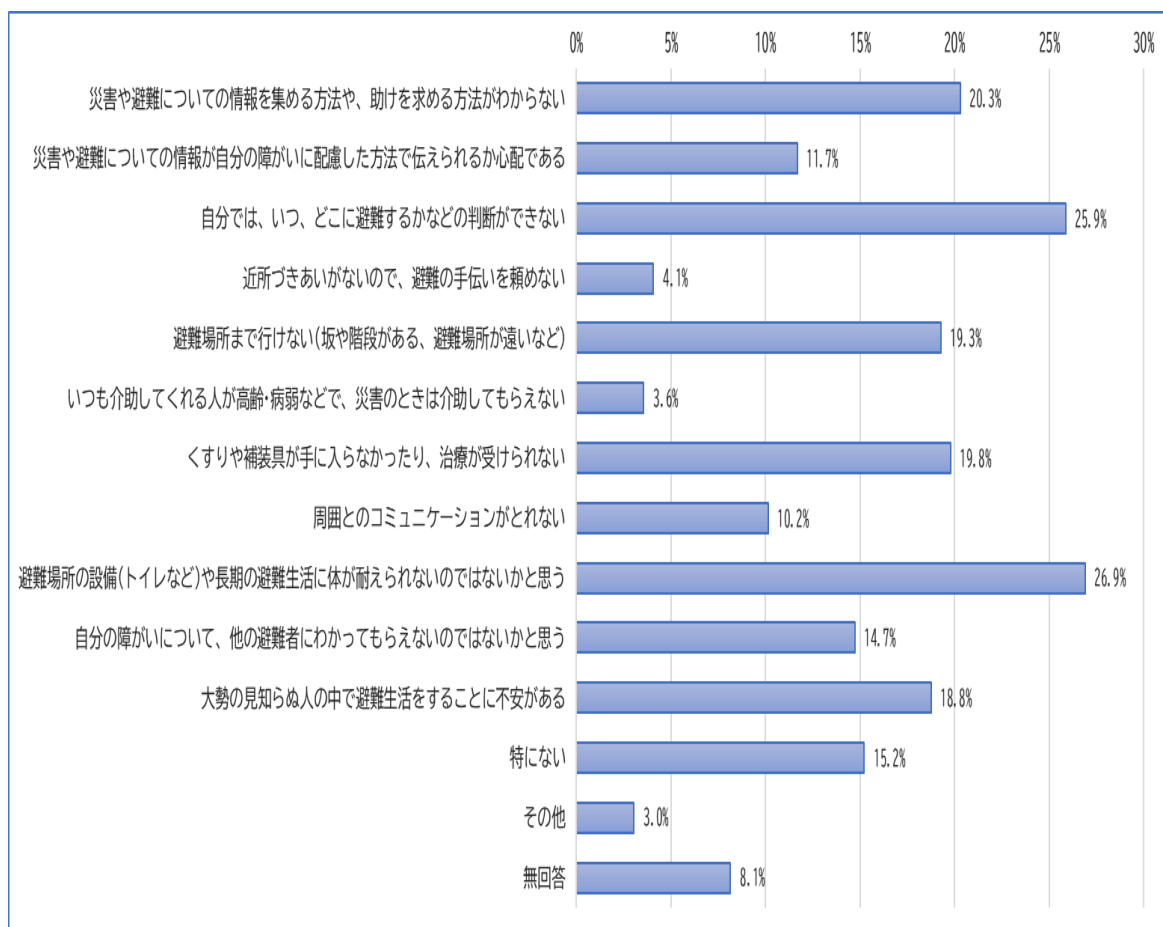


《災害時に困ることや不安》

困ることや不安に思うことが「特にない」が 15.2%あるものの、7割以上の人は困ることや不安に思うことがあるとしています。

上位5位は、①「避難場所の設備（トイレなど）や長期の避難生活に体が耐えられないのではないと思う」（26.9%）、②「自分では、いつ、どこに避難するかなどの判断ができない」（25.9%）、③「災害や避難についての情報を集める方法や、助けを求める方法がわからない」（20.3%）、④「くすりや補装具が手に入らなかったり、治療が受けられない」（19.8%）、⑤「避難場所までいけない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」（19.3%）となっています。

図 14. 災害時に困ることや不安 (N=197、回答は3つまで)



⑥ 障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスの現状利用度と今後の利用意向をサービスや事業ごとにみると、

- 訪問系サービスでは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が利用度（9.1%）、利用意向度（12.2%）とも最も割合が高くなっています。
- 日中活動系サービスでは、利用度が最も高いのは「生活介護」（7.1%）、利用意向度が最も高いのは「療養介護」（6.1%）となっています。
- 居住系サービスでは、利用度が最も高いのは「施設入所支援」（4.6%）、利用意向度が最も高いのは「自立生活援助」（8.6%）となっています。
- 相談支援では、「計画相談支援」が利用度（9.1%）、利用意向度（6.6%）とも割合が最も高くなっています。
- 障がい児支援サービスでは、「放課後等デイサービス」が利用度61.5%と最も割合が高く、利用意向度では「放課後等デイサービス」、「障がい児相談支援」（いずれも7.7%）が最も割合が高くなっています。
- 地域生活支援事業では、「移動支援事業（ガイドヘルプ）」が利用度（5.1%）、利用意向度（3.0%）とも割合は最も高くなっています。

⑦ 教育・就労について

《通園・通学先・進学・将来の就労の考え方》

通園・通学している人はほぼ1割を占め、その通園・通学先は、「小学校・中学校・高校（支援学級）」が3.6%、次いで「支援学校（肢体不自由、知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、病弱）」（1.5%）、「小学校・中学校・高校（通常学級）」（1.0%）、「障がい児通所施設・児童デイサービス」「大学・短大・専門学校」（いずれも0.5%）の順になっています。

進学に関する考え方は、「一般の小学校・中学校・高校・専門学校・大学への進学を希望している」が29.4%、次いで「各種の支援学校への進学を希望している」（23.5%）、「小学校・中学校・高校の支援学級を希望している」（17.6%）の順になっています。

また、「その他」が23.5%を占めており、進学に関する考え方が多様化していることが考えられます。

将来の就労については、半数近くが何らかの就労希望を示しています。なかでも「福祉的就労（授産施設・作業所・福祉工場など）」（17.6%）が最も割合が高く、次いで「一般就労」（11.8%）となっています。

《現在の就労状況・就労形態・就労期間》

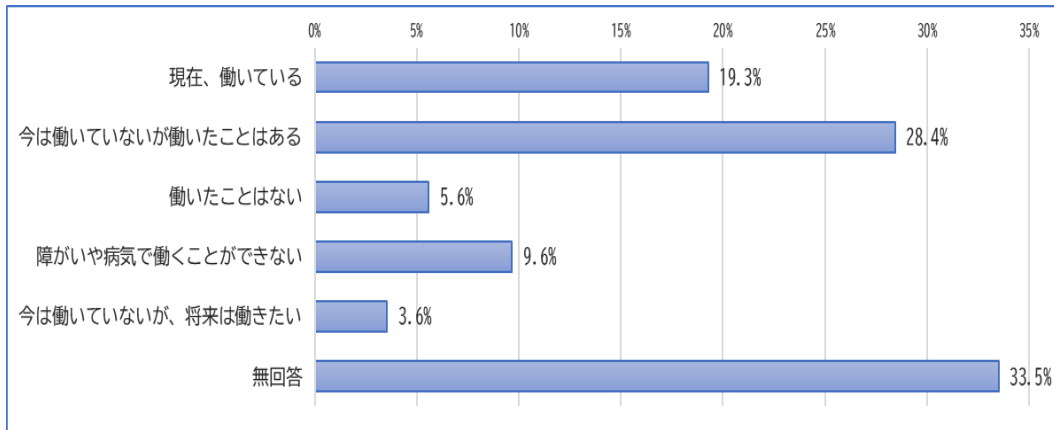
現在の就労状況は、「今は働いていないが働いたことはある」は28.4%、次いで「現在働いている」（19.3%）、「障がいや病気で働くことができない」（9.6%）、「働いたことはない」（5.6%）、「今は働いていないが、将来は働きたい」（3.6%）の順になっています。

現在就労中や就労経験者は半数近くを占めており、その就労形態は、「会社員（フルタイム）」が29.8%、次いで「日雇い・パート・嘱託」（20.2%）、「福祉的就労（作業所等）」（16.0%）、「自営業（家業を含む）」（12.8%）「公務員」（10.6%）の順に割合が高くなっ

ています。

就労期間は、「3年以上」が71.3%と最も割合が高く、次いで「1年以上2年未満」(9.6%)、「6か月未満」(3.2%)、「2年以上3年未満」(2.1%)、「6か月以上1年未満」(1.1%)の順になっています。

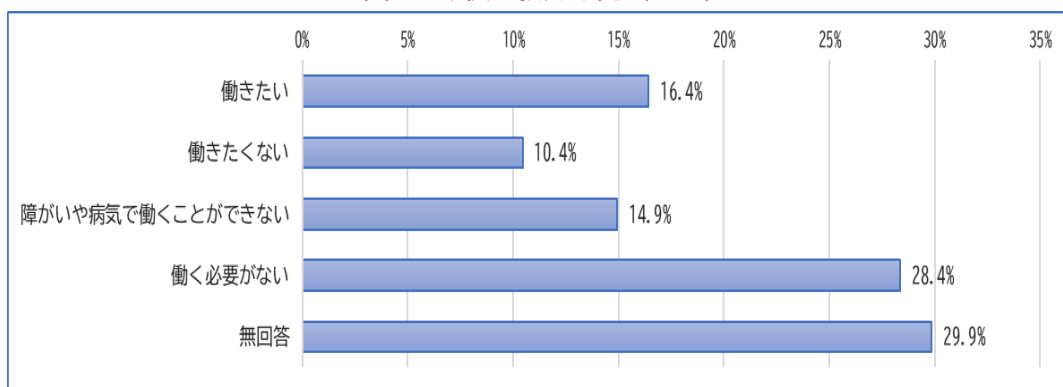
図 15. 現在の就労状況 (N=197)



《今後の就労意向》

「今は働いていないが、働いたことはある」「働いたことはない」という人に、今後の就労について尋ねた結果、「働く必要がない」が28.4%と最も割合が高く、次いで「働きたい」(16.4%)、「障がいや病気で働くことができない」(14.9%)、「働きたくない」(10.4%)の順になっています。

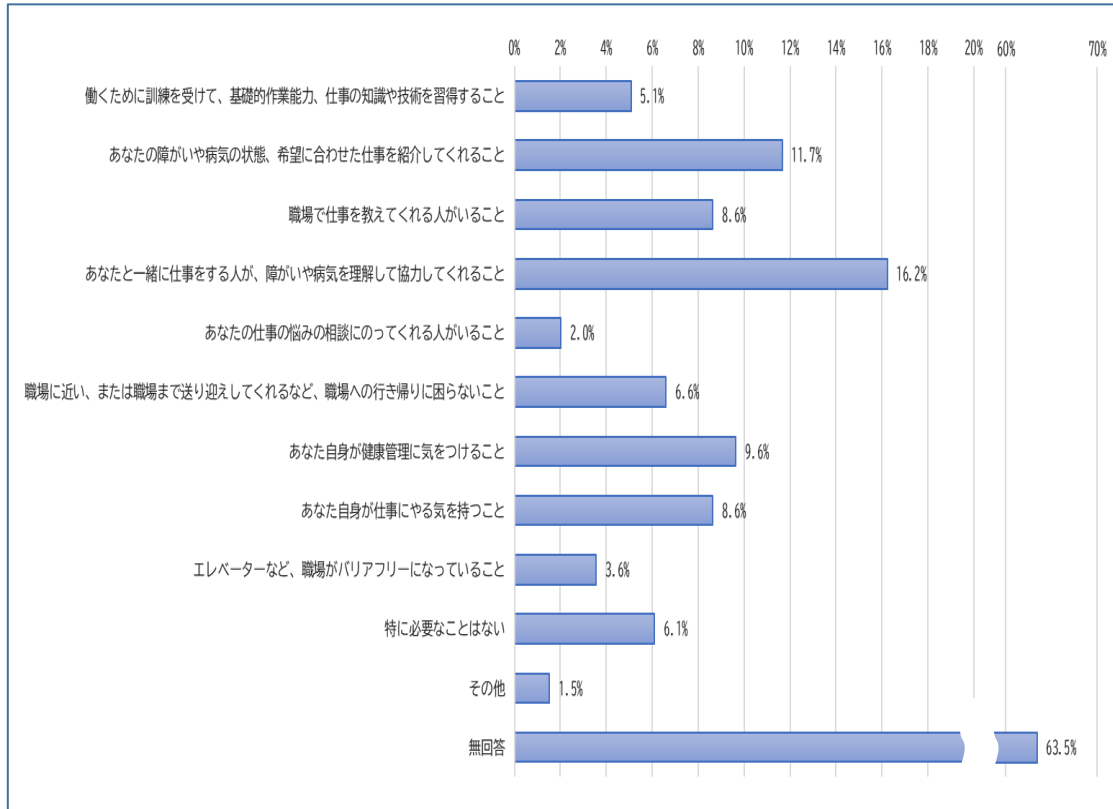
図 16. 今後の就労意向 (N=67)



《仕事をする（続ける）ために必要なこと》

上位5位は、①「一緒に仕事をする人が、障がいや病気を理解して協力してくれること」(16.2%)、②「障がいや病気の状態、希望に合わせた仕事を紹介してくれること」(11.7%)、③「自身が健康管理に気をつけること」(9.6%)、④「自身が仕事にやる気を持つこと」(8.6%)、⑤「職場に近い、また職場まで送り迎えしてくれるなど、職場への行き帰りに困らないこと」(6.6%)となっており、持続的・継続的な就労のためには障がいや病気の状態について理解のある職場環境が、職場へのアクセス以上に求められています。

図 17. 仕事をする（続ける）ために必要なこと（N=197、回答は3つまで）



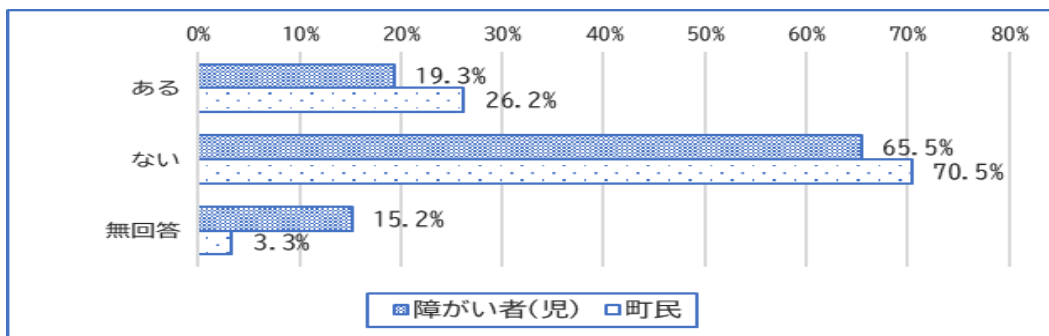
⑧ 障がいへの理解や障がい者の権利擁護について

《差別の経験（見聞を含む）》

障がいのある人の、自分もしくは自分以外の人々の障がいを理由とする被差別体験（見聞を含む）は、「ある」が19.3%、「ない」が65.5%となっています。

障がいのない人では、「ある」が26.2%、「ない」が70.5%となっています。

図 18. 差別の経験や見聞など（障がい者(児) N=197・町民 N=183)

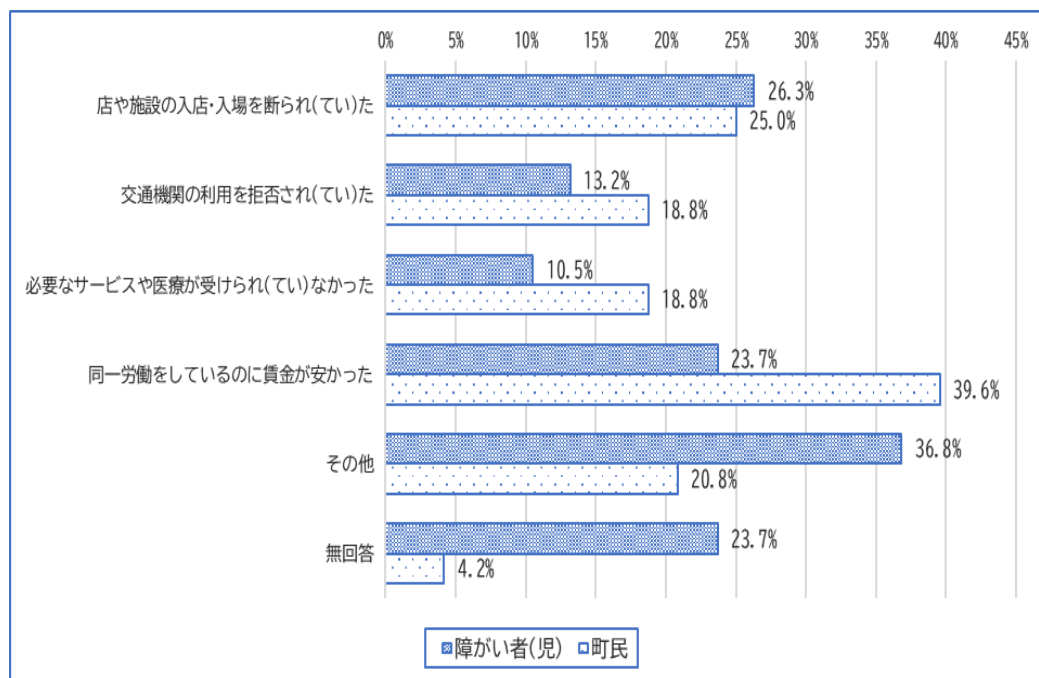


《差別の内容》

障がいのある人が経験（見聞を含む）した差別の内容は、「店や施設の入店・入場を断られた」が26.3%、次いで「同一労働をしているのに賃金が安い」（23.7%）、「交通機関の利用を拒否された」（13.2%）、「必要なサービスや医療が受けられなかった」（10.5%）の順に割合が高くなっています。

これに対して障がいのない人では、①「同一労働をしているのに賃金が安かった」(39.6%)、②「店や施設の入店・入場を断られていた」(25.0%)、③「交通機関の利用を拒否されていた」「必要なサービスや医療が受けられていなかった」(いずれも 18.8%) となっています。

図 19. 差別の内容 (障がい者(児) N=38・町民 N=48、複数回答)



《差別についての相談先》

差別についての相談先は、障がいのある人では「家族」が47.4%、次いで「友人・知人」(18.4%)、「河南町役場」「民生委員・児童委員」「障がい者団体」「ハローワーク」(いずれも 2.6%) と、行政や団体以上に家族や友人・知人の『親しい人』へ割合が高くなっています。

また、「どこに相談してよいのかわからなかった」が23.7%を占めています。

障がいのない人では、相談先は「家族」「友人・知人」(いずれも 18.8%)、「近隣の人」「施設職員」(いずれも 6.3%)、「学校」「障がい者団体」(いずれも 4.2%)、「民生委員・児童委員」「河南町社会福祉協議会」(いずれも 2.1%) の順になっています。

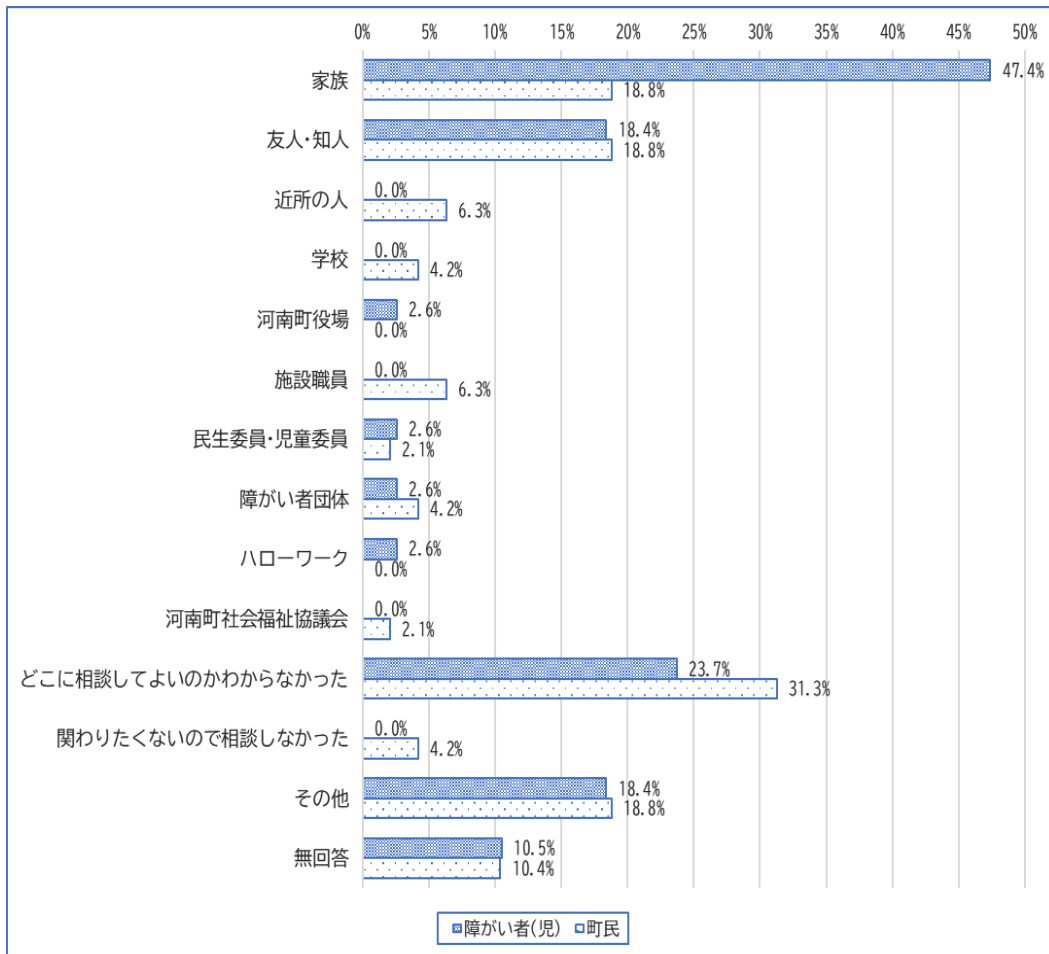
なお、「どこに相談してよいのかわからなかった」が31.3%、また「関わりたくないので相談しなかった」が4.2%となっています。

障がいの有無にかかわらず、相談先は「家族」が最も多く、障がいのある人の場合は約半数にのぼります。

一方、「相談先がわからない」という回答も多く、相談機関や相談事業について積極的に周知する必要があります。

また、「関わりたくないので相談しなかった」という回答が若干みられることから、障がいのある人の権利擁護について、啓発活動の一層の充実が求められます。

図 20. 差別についての相談先（障がい者(児) N=38・町民 N=48、複数回答）

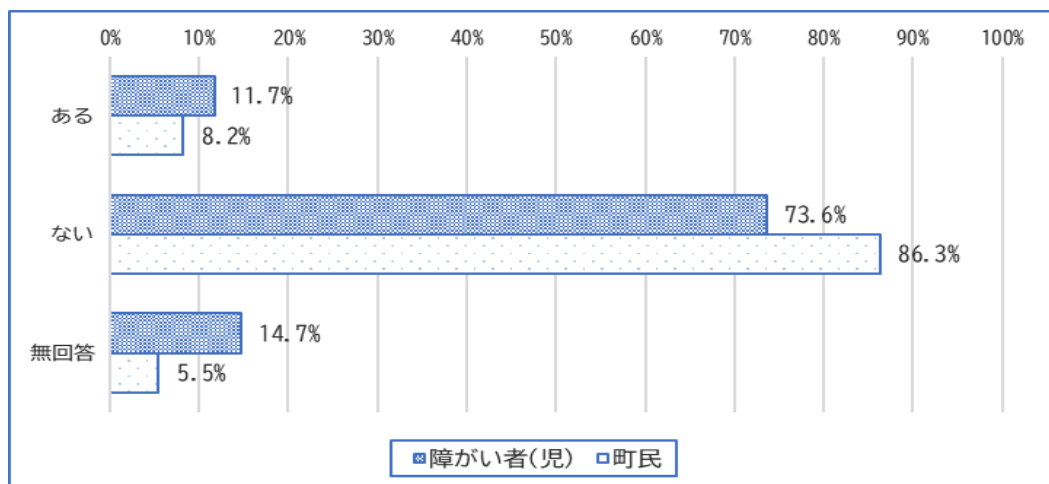


《障がい者(児) 虐待の経験（見聞を含む）》

障がいのある人の、自分もしくは自分以外の人の被虐待経験（見聞を含む）は、「ある」は11.7%、「ない」は73.6%となっています。

障がいのない人では、「ある」は8.2%、「ない」は86.3%となっています。

図 21. 虐待の経験（見聞含む）（障がい者(児) N=23・町民 N=15、複数回答）



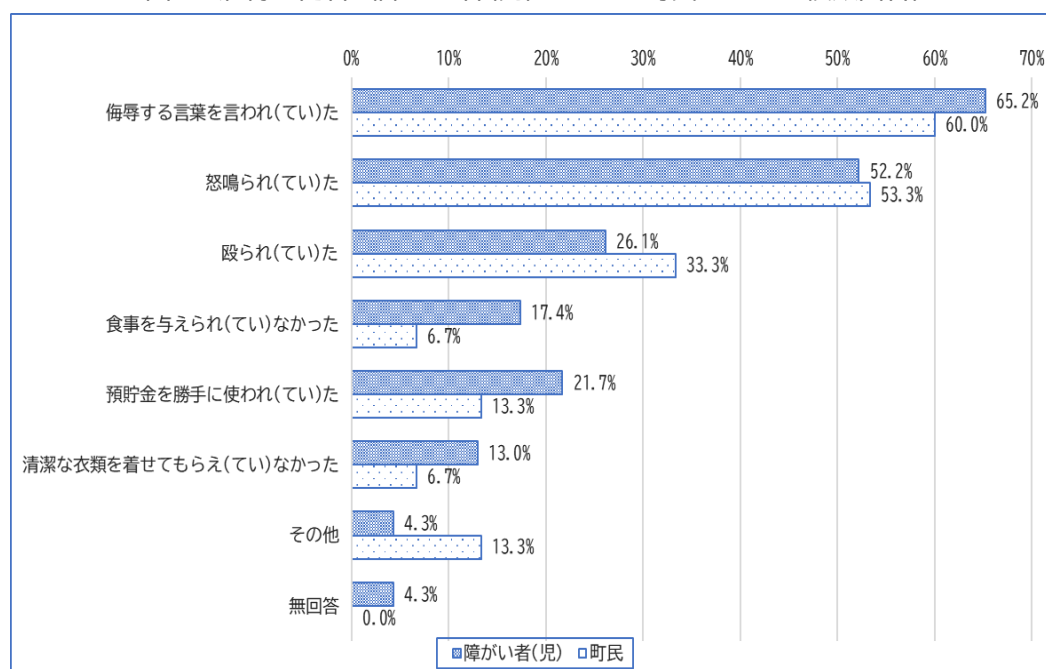
《虐待の内容》

障がいのある人が経験（見聞を含む）した**虐待の内容**は、心理的虐待である「侮辱する言葉を言われた」（65.2%）、「怒鳴られた」（52.2%）、身体的虐待である「殴られた」（26.1%）、経済的虐待である「自分のお金を勝手に使われた」（21.7%）、放置・放任（ネグレクト）である「食事を与えられなかった」（17.4%）、「清潔な衣類を着せてもらえなかった」（13.0%）の順に割合が高くなっています。

障がいのない人では、「侮辱する言葉を言われていた」（60.0%）、「怒鳴られていた」（53.3%）、「殴られていた」（33.3%）、「預貯金を勝手に使われていた」（13.3%）、「食事を与えられていなかった」「清潔な衣類を着せてもらえていなかった」（いずれも 6.7%）の順になっています。

障がいの有無にかかわらず、心理的虐待の経験（見聞）が最も割合が高くなっています。

図 22. 虐待の内容（障がい者(児) N=23・町民 N=15、複数回答）



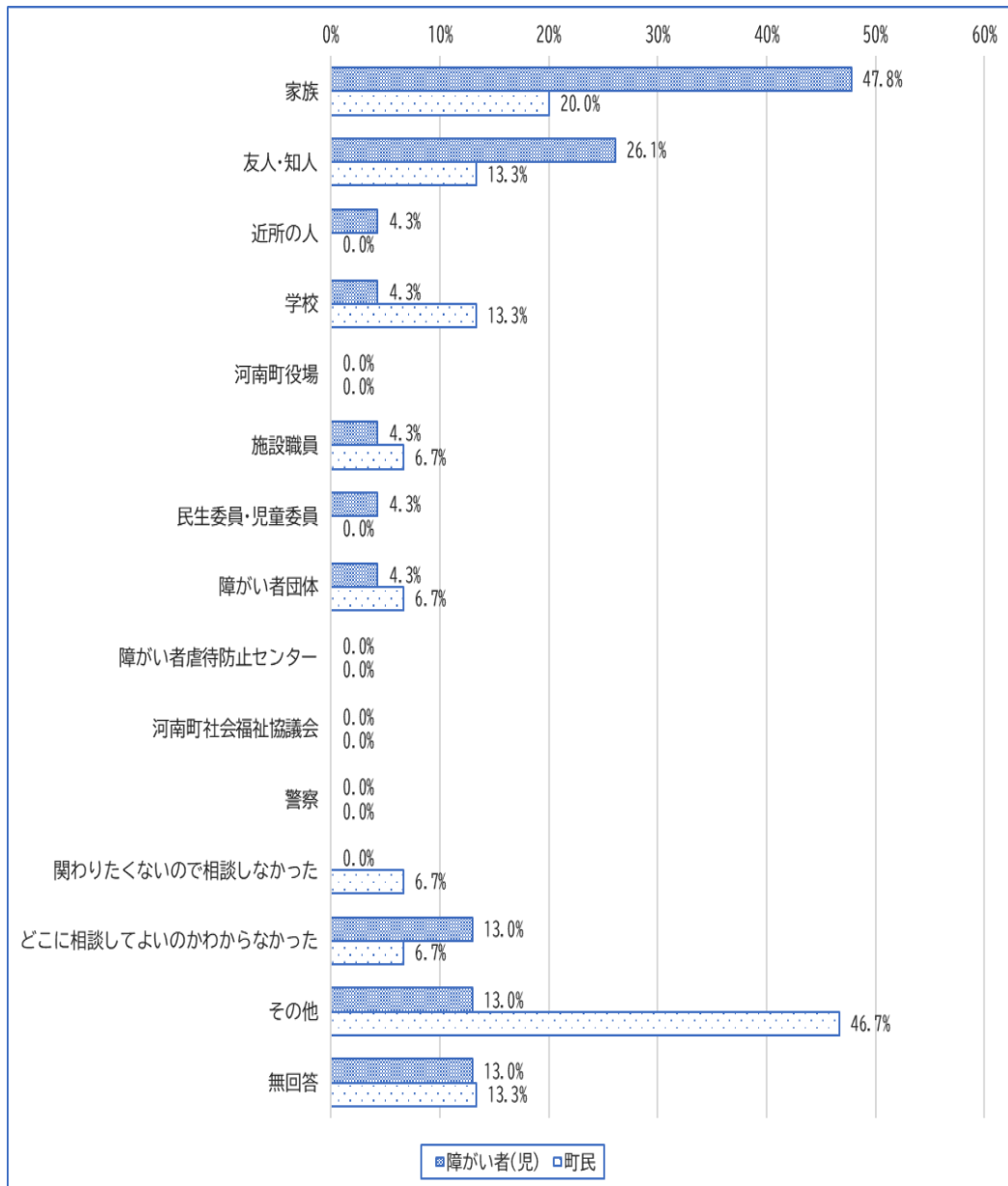
《虐待についての相談先》

虐待についての相談先は、障がいのある人では「家族」が47.8%、次いで「友人・知人」（26.1%）、「近所の人」「学校」「施設職員」「民生委員・児童委員」「障がい者団体」（いずれも 4.3%）と、家族や友人・知人など親しい人への相談が行政や団体・施設以上に割合が高くなっているうえ、「どこに相談してよいのかわからなかった」が13.0%を占めており、今後、相談機関・相談事業についての情報提供の重要性が表れています。

障がいのない人では、「家族」が20.0%、次いで「友人・知人」「学校」（いずれも 13.3%）、「施設職員」「障がい者団体」（いずれも 6.7%）の順になっています。

なお、「どこに相談してよいのかわからなかった」、「関わりたくないので相談しなかった」が、いずれも 6.7%あり、障がいのある人への差別の場合と同様に、権利擁護について、啓発活動の一層の充実が求められます。

図 23. 虐待についての相談先（障がい者(児) N=23・町民 N=15、複数回答）



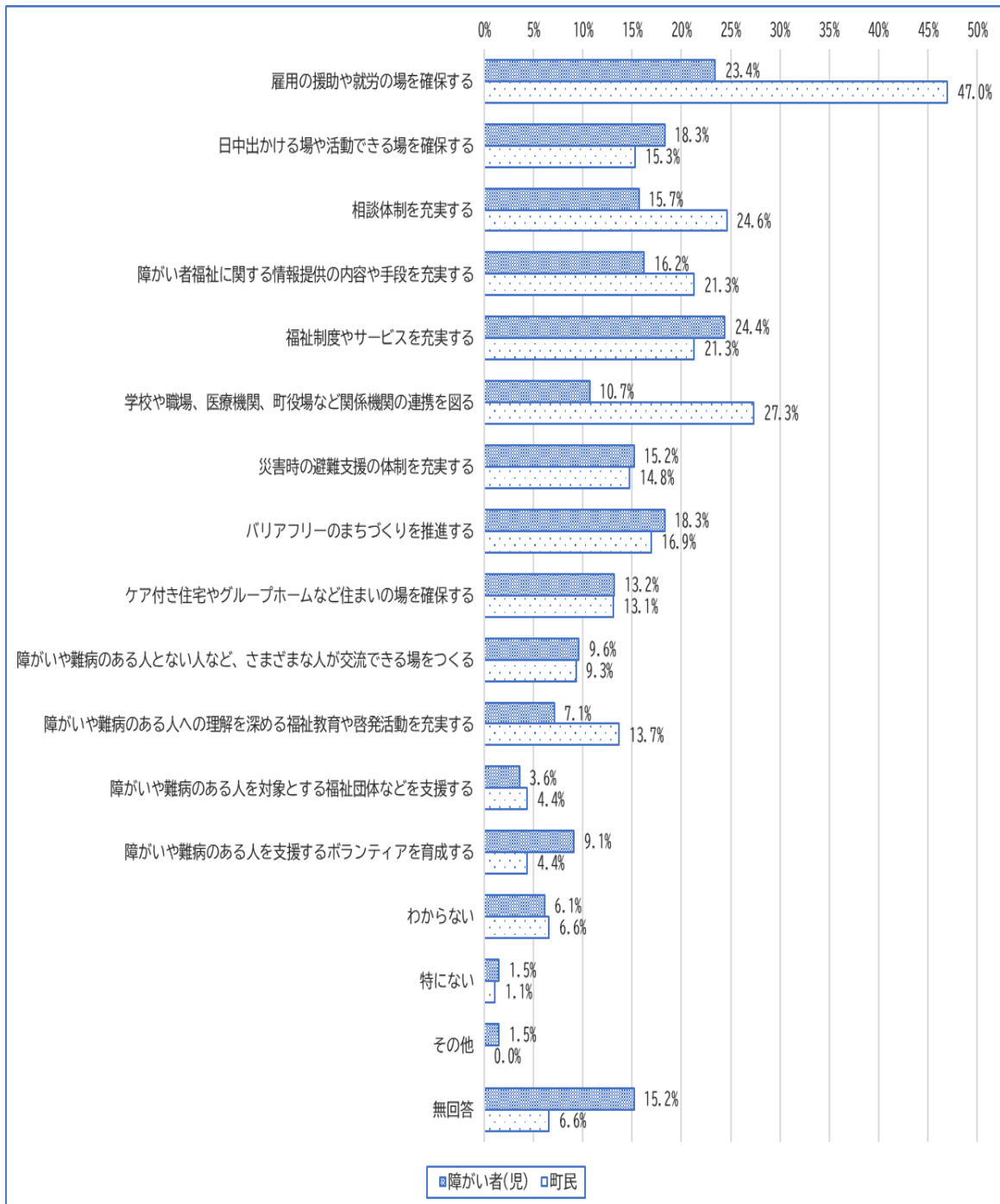
⑨ 障がい者福祉施策について

《誰もが暮らしやすい河南町のために今後必要なこと》

障がいのある人の回答の上位5位は、①「福祉制度やサービスを充実する」(24.4%)、②「雇用の援助や就労の場を確保する」(23.4%)、③「日中出かける場や活動できる場を確保する」(18.3%)、④「障がい福祉についての情報を提供する」(16.2%)、⑤「相談体制を充実する」(15.7%)となっています。

障がいのない人では、①雇用の援助や就労の場を確保する(47.0%)、②学校や職場、医療機関、町役場など関係機関の連携を図る(27.3%)、③相談体制を充実する(24.6%)、④障がい者福祉に関する情報提供の内容や手段を充実する・福祉制度やサービスを充実する(いずれも21.3%)、⑤バリアフリーのまちづくりを推進する(16.9%)となっています。

図 24. 誰もが暮らしやすい河南町のために今後必要なこと
(障がい者(児)N=197・町民 N=183、複数回答)



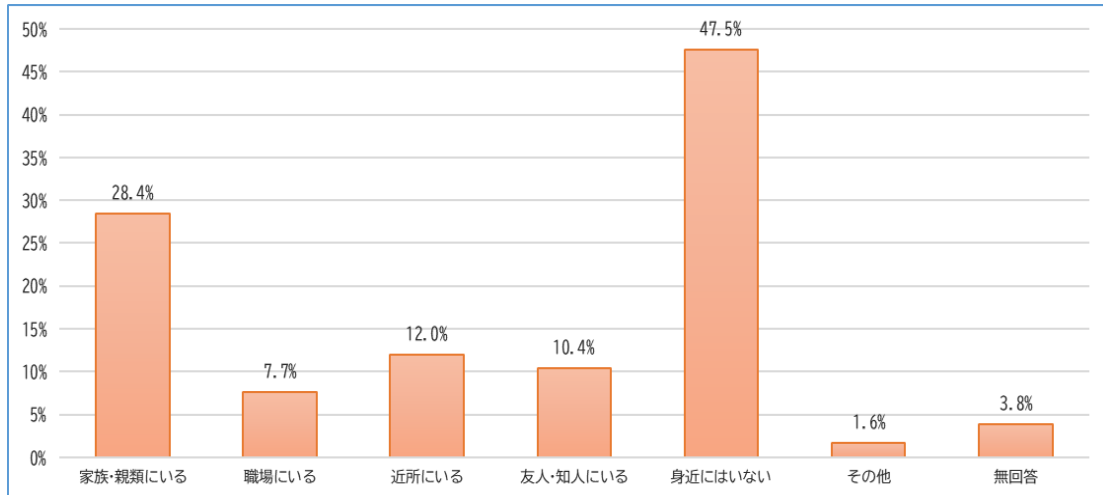
(3) 町民アンケートの結果

《身近に障がいのある人や難病の人の有無》

障がいのある人や難病の人が「身近にはいない」が47.5%、「身近にいる」は58.5%という結果になりました。

「身近にいる」場合では、「家族・親類」が28.4%と最も割合が高く、次いで「近所」(12.0%)、「友人・知人」(10.4%)、「職場」(7.7%)の順になっています。

図 25. 身近に障がいのある人や難病の人の有無 (N=183、複数回答)



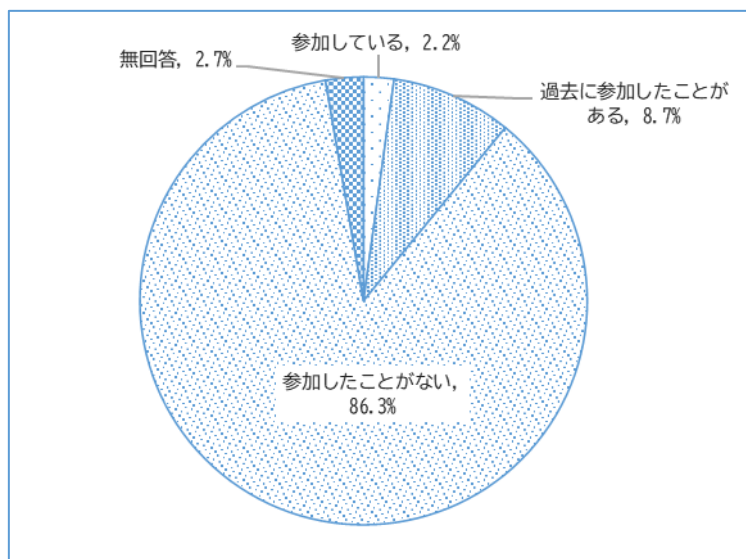
《障がいのある人への手助けについて》

障がいのある人への手助けについて、障がいのある人が困った様子でいる時は、「心がけているがそのような機会がない」(36.1%)が最も割合が高く、次いで「求められれば手助けをしている」(23.5%)、「なるべく積極的に声をかけ、手助けしている」(20.2%)、「したいと思っているが、接し方がわからずためらってしまう」(12.0%)、「人の目が気になってできない」(0.5%)の順になっており、実際の行動に至っていない場合を含め、手助けの気持ちを持っている人は9割を占めています。

《ボランティア活動》

ボランティア活動に「参加したことがない」が86.3%、「過去参加したことがある」が8.7%、「参加している」が2.2%となっており、過去の参加も含めた参加経験は10.9%と1割を占めています。

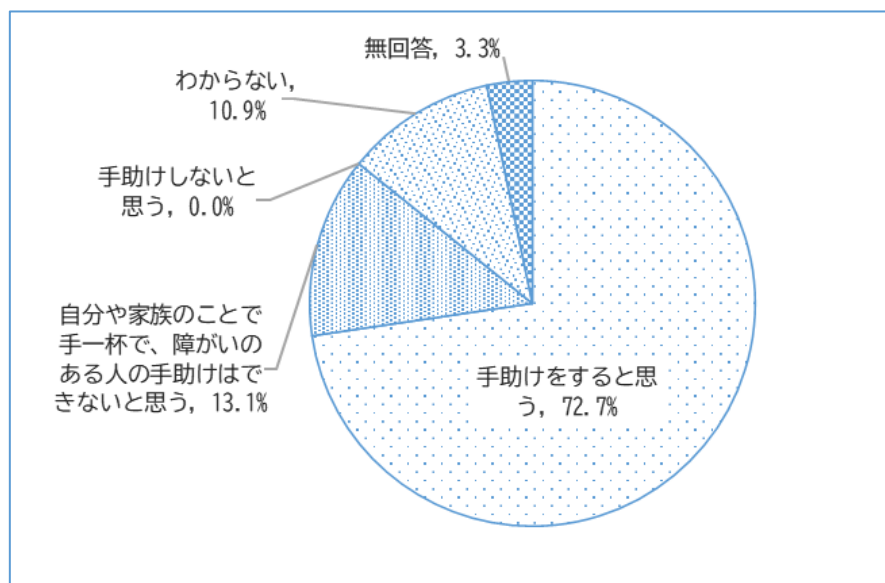
図 26. ボランティア活動への参加 (N=183)



《災害時に障がいがある人が困っていた時の手助け》

「手助けをしようと思う」は72.7%と最も割合が高く、災害時における共助に対する意識は高いと考えられます。次いで「自分や家族のことで手一杯で、障がいのある人の手助けはできないと思う」(13.1%)、「わからない」(10.9%)の順になっています。

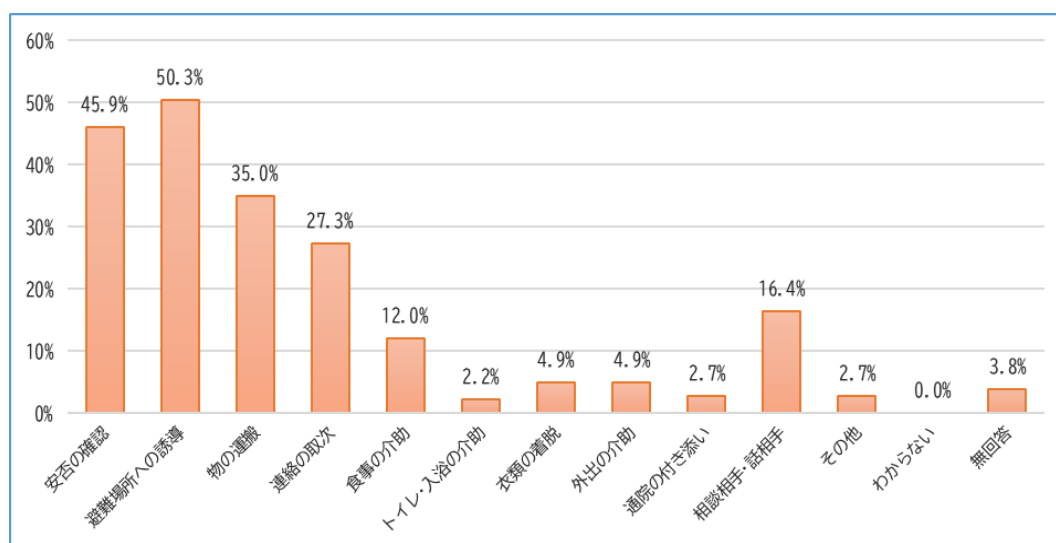
図 27. 災害時に障がいがある人が困っていた時の手助け (N=183)



《災害時に障がいのある人にできること》

「避難場所への誘導」が50.3%と最も割合が高く、次いで「安否の確認」(45.9%)、「物の運搬」(35.0%)、「連絡の取次」(27.3%)、「相談相手・話相手」(16.4%)、「食事の介助」(12.0%)、「衣類の着脱」「外出の介助」(いずれも4.9%)、「通院の付き添い」(2.7%)、「トイレ・入浴の介助」(2.2%)の順になっています。

図 28. 災害時に障がいのある人にできること (N=183、回答は3つまで)



《障がい者福祉についてのご意見(自由記述)》

「町への要望が含まれるご意見」、「障がい者福祉一般へのご意見」、「その他」に分けてまとめました。なお、個人情報が含まれる部分等の削除や、同内容のご意見の集約等を行っています。

障がい者（児）アンケートより

○町に対して

- ・町の担当職員に専門的な知識がなく、ひどい対応をする職員もいる。
- ・町に障がい年金の相談をした際、誤った説明をされたために申請をしなかった。3年後に再度尋ねると、今度は申請を勧められた。結果的に3年遅れの受給開始となってしまい、非常に残念である。町は常に正しい対応をしてほしい。
- ・河南町は障がい者に冷たい。もっと福祉を充実してほしい。
- ・障がいの内容や程度には個人差があるので、町がすべてに対応し、解決するのは不可能に近いと思うが、できることから一つずつ確実に取り組んでほしい。
- ・障がい者福祉についての情報を、住民が町に行かないともらえないのは間違っている。町の方から積極的に提供すべき。
- ・アンケート結果がどれだけ町政に活かされるのか心もとない。障がい者本人や家族から直接話を聞いてほしい。
- ・障がい者が安心して暮らせるまちづくりに期待している。
- ・重度障がい者を、病身で高齢の親が介護している状況。収入は年金のみで、お金がないために施設に入れることもできない。また、災害時に誰が助けてくれるのか心配である。低所得の障がい者世帯のことをもっと考えてほしい。
- ・役場のトイレのバリアフリー化と、障がい者の利用への配慮（時間がかかることなど）の両方が必要。
- ・障がい者本人は意思疎通もできない状態で、施設入所中。家族も協力し、わからないことは町に相談できるので助かっている。

○障がい福祉制度について

- ・精神障がい者保健福祉手帳による公共交通機関割引制度の充実を求める。
- ・通勤費の補助制度を作してほしい。
- ・補装具や日常生活用具の給付内容を拡充してほしい（人工内耳、高性能な補聴器、機器に付属する部品など）。
- ・車いす利用者が利用できるグループホームがほしい。
- ・ヘルプマークをもっと知ってほしい。
- ・日常生活を支援するサービスの不足は、障がい者の生活を脅かすので、一層の充実を求める。

○その他

- ・まだ障がい者に対する差別や偏見がある。少しでも減るよう、さらに努力できればと思う。
- ・障がい者マークをつけていても、警備員から障がい者専用駐車スペースに誘導してもら

えず、逆に歩行に支障のない様子の方が利用するのをよく見かける。障がい者が暮らしやすい社会にするためには、まず、障がい者に関わる人の意識改善が必要ではないか。

- ・高負担でも高福祉の社会を望む。
- ・健康寿命を少しでも延ばして、家族や公的機関にあまり負担をかけないようにしたい。
- ・障がい者計画の計画書を広報紙で開示してほしい。
- ・民生委員の積極的な行動を望む。
- ・公共施設以外でも手すりの設置などバリアフリー化を進めてほしい。

町民アンケートより

○町に対して

- ・「障がい」と一言でいうが、内容や程度は一人ひとり異なるので、このような大まかなアンケートには答えづらく、意義も感じない。
- ・歩道などのバリアフリー化により、障がい者も高齢者も住みやすい環境にしてほしい。
- ・障がい者を含む社会的弱者を見逃さない、見捨てない町になってほしい。
- ・困っている障がい者への手助けは当然のことだが、現実には町内でそうした場面に出会ったことがない。障がい者がどんなことで困っているのかを、町が周知する手段を考えたらどうか。
- ・町の障がい者福祉施策について、どの程度行われているのか知らない。
- ・町が具体的な事例などで説明を行い、障がいのある人とない人が話しあうなど、啓発や意見交換の機会を設けてはどうか。

○障がい者福祉について

- ・ヘルプマークをもっと広めてほしい。
- ・障がい者や難病患者本人だけでなく、その家族の相談や愚痴を聞くなどの支援も必要。
- ・障がいや障がい者に対する知識が乏しいのか、配慮の足らない人がまだまだ多い。特に精神障がいや発達障がいは目に見えない分、「どう接してよいかわからないから近寄らない」という人が多いのでは。理解の押し付けではない、啓発活動が今後の課題ではないか。
- ・一人ひとりの障がい特性にあう、また、進学や成人などの人生の節目で途切れることのない支援やサービスがあるといいのではないか。
- ・発達障がいのある子どもへの接し方などについて、身近なこととして、子どもも親も学校などで学べるようにしてほしい。
- ・障がい者が生き生きと働く様子を描いた本を読み、障がい者も働く権利があり、社会参加する権利があるとわかった。障がい者は守られるだけの存在ではないと思う。
- ・障がい年金の増額を望む。
- ・障がい者だから、と区別することで、その人が傷つくこともあるのではないか。
- ・障がい者もあくまで自己の責任で人生計画を立て、自立することが当たり前。国や自治体が大きく取り上げる必要はない。
- ・障がい者が本当に必要とする支援と、健常者が考えて行っている支援の内容に食い違いがあるように感じる。

- ・障がい者が暮らしやすい社会、国はすべての国民が暮らしやすい、安心して生きていける社会・国である。障がい者問題は健常者の問題だ。

(4) アンケート調査にみられる課題

① 障がい福祉サービス

障がい者（児）や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあるとともに、家族がいなくなったときの生活について不安を感じています。そのため障がい福祉サービスの利用促進、充実を図ることが求められています。

② バリアフリー

障がい者（児）が安心・安全に移動できるように交通機関や道路、施設のバリアフリー化の強化・充実が求められています。

③ 情報

障がい者（児）が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、利用しやすい放送・出版の普及などとともに、情報ニーズを的確に把握し、提供することが求められています。

④ 防災

障がい者（児）が安全に安心して生活できるよう、障がい特性に配慮した適切な情報伝達手段の工夫、避難所の確保などの取り組みを推進することが求められています。

⑤ 就労

働く意欲がある障がい者（児）が適性に応じて能力を十分に発揮していくためには、各種制度の活用を通じて多様な就業機会の拡大とともに、働きやすい職場づくりを進めるため、町民や事業所等に対する普及・啓発活動を推進することが求められています。

⑥ 障がいへの理解や障がい者（児）の権利擁護

障がいを理由とする差別や虐待をなくすため、河南町、町民、障がい者団体等との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」等の広報・啓発活動とともに、相談を受けつける機関等について積極的な情報提供が求められています。



河南町のカナちゃん

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

「第2期障がい者計画」では、「第4次総合計画」が町の将来像としている《自然と共生するまち「みどり」、ともに協働するまち「きずな」、次代に生きるまち「つなぐ」》と、国の障がい者施策の理念でもある「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を結び付けて基本理念としました。それが、《「きずな」はノーマライゼーションへ、「つなぐ」はリハビリテーションへ》です。

今回の計画策定にあたり、障がいに関する手帳を所持していない人からも、障がい者福祉についての意見をいただきました。その結果、見えてきたのは、障がい者に対して手助けしたいという思いを持ちながらも、障がい・障がい者について知らない、知る機会がないという状況でした。このことは、第2期計画の理念がまだ十分に実現していない現状を表しています。

そこで、今回の計画においては、第2期計画の基本理念の実現を図り、さらに障がいのある人となない人が共に生きる共生社会をめざすことが重要であると考えました。

この理念のもとに、「障害者基本法」が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現」に向けた取り組みを行っていきたいと考えます。

第3期河南町障がい者計画 基本理念

障がいのある人が 自己決定に基づいて

その人らしく生活できるまち

障がいのある人となない人が 互いに理解しあい支えあって

きずなを深め 共に生きるまち

2 基本目標

冒頭で述べたように、わが国では人口の高齢化が著しく、本町も例外ではありません。障がいのある人の場合は、本人の高齢化に伴う障がいの重症化や、介護者の高齢化により十分なケアが受けられなくなるおそれもあります。

第2期計画においてもこれらの問題は指摘されていましたが、さらに近年は、自然災害の大規模化・避難生活の長期化により、防災面での障がい者に関わる課題も増えてきました。

一方で、第2期計画の頃とは異なり、現在は障がい福祉サービスのメニューが増え、ニーズに合ったサービスを利用できる仕組み（サービス利用についての相談支援事業と利用計画の作成、サービス利用開始から一定期間ごとに行うモニタリング等）が充実しています。

また、障がいのある人の社会参加として、第2期計画では主に文化・レクリエーション活動を取り上げていましたが、現在は、働くことや、就労に関係する福祉サービスが、障がいのある人・ない人双方から重要視されています。

このように様々な課題とその解決を図る制度の充実、新たな障がい者福祉観等を展望しながら、本計画では次の4つの「まち」のあり方を基本目標として掲げ、施策の展開を図ります。

（1）安心して暮らせるまち

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入を一層推進するのはもとより、日頃の防犯・防災活動から災害発生時の対応、さらには、意思疎通手段の確立、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らせる環境づくりをめざします。

（2）障がいのある人とない人との相互理解・交流が進んだまち

障がいのある人とない人との相互理解が深まるよう、障がい・障がい者理解に関する広報や、学校教育・生涯学習の場での啓発に取り組みます。

また、障がいのある人とない人の交流が進むよう、互いに力を合わせて取り組む事業や、ボランティア活動の充実等を図ります。

(3) 充実した保健事業や障がい福祉サービスが利用できるまち

乳幼児期からの適切な相談事業や療育を実施し、各種の医療費助成制度を通じて医療にかかる経済的負担の軽減を行います。

障がい福祉サービスの提供にあたっては、障がいのある人の自己決定を最大限尊重し、その人らしい自立した生活が送れるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう取り組みます。

(4) 障がいのある人とない人とが協働するまち

働く意欲を持つ障がいのある人の就労を支援する障がい福祉サービスを給付するとともに、雇用する側の啓発の取り組みや、雇用を促進する政策の推進について、大阪府や国に要望します。

また、ピアカウンセリング等、障がいのある人が主体となる活動の推進や、授産製品の活用等、障がいのある人の社会経済活動への積極的な参加を促進し、障がいのある人とない人が協働する環境づくりにも取り組みます。



河南町のカナちゃん

第4章 分野別施策

1 安心して暮らせるまち

(1) 建築物や交通機関等のバリアフリー化等の推進

① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入

町内の公共施設や公園等の整備にあたってはバリアフリーを基本として進めてきました。今後もこの方針を継続するとともに、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインにも配慮し、安全な人にやさしいまちづくりをめざします。

② 民営施設のバリアフリー化等に向けた啓発

民営の施設についても、広く住民が利用するものについては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の促進に向けて啓発を行うとともに、大阪府や国に対し、工事等の費用助成制度の拡充を要望します。

③ 安全な交通の確保

障がいのある人が安心して自動車の運転や外出ができるような道路や公共交通機関のバリアフリー化等を大阪府や国に要望します。

④ 住まいのバリアフリー化の促進

重度の障がいのある人の住まいを、安全で利便性にすぐれたものに改造するための工事費用を助成する「河南町重度障がい者住宅改造助成事業」を継続実施します。

⑤ 新たな支援ツールの開発

A I や I C T 等の先進技術を活用し、障がいのある人の種々の生活場面における支援に役立つツールの開発等を大阪府や国に要望します。

(2) 防犯対策の推進

河南町防犯委員会や警察等関係機関との連携・協力により、防犯知識の普及及び地域における防犯ネットワークの確立を図ります。

また、防犯情報が、意思疎通に関する障がいのある人等にも十分に伝わるよう、広報内

容や手段について検討します。

(3) 防災対策、災害時支援の推進

町では、災害発生時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者等が、地域で可能な限り避難支援を受けられるよう「河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン」を策定し、プランに基づく事業として「避難行動要支援者名簿」の作成と定期的な更新を行っています。

これは、避難時の支援を希望する人を登録した名簿で、自主防災組織や民生委員児童委員等に避難を支えてもらうものです。

さらに、プランには要支援者への支援について、町の各部署、関係機関、事業者等が協力して実施体制を構築し、福祉避難所の運営や個別支援計画の作成にあたること等を定めており、これらの着実な実施を図るとともに、障がいのある人等への適切な防災・避難情報の伝達方法や感染症等の新たな課題への対応も検討していきます。

(4) 意思疎通手段の確立

① 意思疎通に関する障がいのある人等への情報アクセシビリティ向上

町では広報紙やホームページ、防災行政無線等を通じて、福祉サービスや非常時の緊急情報を含め、様々な情報を住民に提供しています。こうした情報を得ることが困難な障がいのある人への「情報アクセシビリティ」を保障することが重要です。

町ホームページは、文字の大きさや背景色の選択、読み上げソフトの利用が可能な仕様としています。また、手話通訳登録者の手話技術向上のための研修を継続します。

障がいのある人をはじめとする避難行動要援護者への防災情報等の提供については、FAX、電子メール等のツールの利用及び直接の訪問等、災害の状況や障がい特性等を考慮して行うこととしています。

今後も、双方向の情報伝達を含め、新たな通信技術の採用や工夫を怠らず、一層の情報アクセシビリティ向上を図ります。

② 手話・点字等の普及事業の実施

町では、町民の自主組織である手話サークル、点字サークルに委託して、手話教室や広報紙の点字版作成を行っています。

今後もこうした事業を継続実施し、手話や点字の普及に努めます。

(5) 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、障がいを理由とする差別が禁止され、障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の要因となる社会的障壁を取り除くための配慮をすること（合理的配慮）が公的機関に義務づけられました。

町では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、「障害者差別解消法」の周知のため、公共サービス従事者への研修の実施や、住民への広報啓発活動に取り組みます。

また、障がい者差別事象や合理的配慮が提供されない状況があった場合に備えて町が行っている人権相談事業や、障がい者相談員（身体、知的）について、町民の認知度や利用度がまだまだ低いため、今後、事業の周知と内容の一層の充実を図ります。

(6) 地域における見守りの実施

民生委員、地域包括支援センター等との協力により、地域における見守りを行い、障がいや高齢化等にかかる困りごと・心配ごとを抱える人や世帯を早期に発見し、相談や必要な福祉サービスの利用につなげるよう努めます。

(7) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するため、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある人で一定の条件に該当する場合は後見等審判請求を町長が行う制度や、成年後見人等の報酬助成制度を継続実施します。

今後は、大阪府や家庭裁判所等の関係機関と連携し、中核機関の整備等も検討します。

2 障がいのある人とない人との相互理解・交流が進んだまち

(1) 広報啓発活動の推進

建築物や交通機関のバリアフリー化や、障がい福祉サービスの項目の増加等、障がい者福祉は少しずつ向上してきました。しかし、一方で、障がいのある人とない人が共に生きる社会づくりの基礎となる相互理解や交流はまだ十分とは言えない状況です。

町では、広報紙やホームページの記事、広報・啓発グッズの配布、「障害者週間」等の機会を生かしたイベント開催等を通じて、障がい及び障がいのある人に関する情報提供の充実を図り、発達障がいや精神障がい、難病を含む障がいに対する正しい知識の習得と障がい者への理解を促進します。

(2) 学校教育における啓発

児童・生徒が障がい・障がいのある人への理解と、共に生きる社会という理念を学べるよう、学校教育における啓発を進めます。

(3) 生涯教育における啓発

① 障がい者理解や障がい者福祉について学ぶ機会の提供

不当な障がい者差別、発達障がいや精神障がいへの誤った考えや当事者への偏見等が、共に生きる社会づくりを大きく妨げています。

こうした問題への啓発や、障がいのある人とない人が相互理解や共生社会の実現に向けた取り組みについて共に学び考える場の設定等、生涯学習事業の一環として実施することを検討します。

② 障がいのある人が参加しやすい環境づくり

町が行う様々なイベントでは、開催情報の周知方法から、会場施設のバリアフリー化、手話通訳・要約筆記の実施等、障がいのある人が参加しやすくなるよう工夫します。

(4) ボランティア活動の推進

町民のボランティア活動への参加を促進するため、河南町社会福祉協議会との連携により、ボランティア養成講座やボランティア体験を実施します。

3 充実した保健事業や障がい福祉サービスが利用できるまち

(1) 障がい福祉サービスの充実

それぞれの障がいの状態や困りごと、目標とすることをふまえて、適切な福祉サービスの利用計画を立てる「相談支援事業」の一層の充実を図るとともに、障がいのある人の自己決定を最大限尊重し、ニーズやライフステージに応じた福祉サービスを提供します。

特に、趣味や娯楽、買い物、スポーツその他の様々な外出を支援する「移動支援」、就労に向けた知識や能力向上のための訓練を提供する「就労移行支援」や「就労継続支援」、在宅生活を支える「居宅介護」、日常生活上の支援と創作的活動を提供する「生活介護」等は利用実績が年々増加しており、今後も障がいのある人がその人らしい自立した生活を送れるよう、サービスの充実を図ります。

(2) 障がいのある子どもへの支援の充実

① 障がいの早期発見及び関係機関等の連携による支援の実施

各種の健診やスクリーニングを通じて、発達障がいを含め子どもの障がいの早期発見に努めます。

障がいのある、またはその傾向のある子どもに対し、医療・保健・保育・教育等の庁内関係部署及び関係機関、事業者等とのネットワークの構築を図り、早期の療育や切れ目のない福祉サービスの提供等の支援に取り組みます。

② 障がいのある子どもへの充実した福祉サービス等の提供

発達障がいを含む障がいのある子どもを対象とする「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」等の各種の福祉サービスを、障がい特性やニーズ等を考慮した、きめ細かな支援計画に基づいて提供し、発育・発達を促す支援を行います。

医療的ケアの必要な子どもについては、保健所・医療機関・事業者等との連携により、適切なケアや支援の提供を図ります。

③ 個々の能力・適性を生かした教育の実践と教職員・保育士等の資質向上

小・中学校において発達障がいを含む障がいのある子どもが、障がい特性や能力・適性に合った教育が受けられるとともに、その能力や個性を十分に発揮できるよう、教育内容や指導方法の充実を図ります。

また河南町教育委員会と連携して、教職員・保育士等を対象に、様々な障がいの状況等や、障がいのある子どもに対する正しい理解と支援等に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。

④ 学校等施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入

認定こども園、小・中学校の施設についてはバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入を図り、障がいのある子どもが学習しやすい教育環境の整備を継続していきます。

⑤ 障がいのない子どもとその保護者への啓発

学校施設のバリアフリー化等が進む一方で、内部障がい、発達障がい、精神障がい等の表面上は見えにくい障がいについての誤った情報や偏見による言動が見られます。

障がいのない子どもやその保護者に対して、正しい情報を伝える等の啓発に取り組み、

障がいのある子どもとない子どもが共に学び育つ環境づくりの推進を図ります。

⑥ 障がいのある子どもの保護者への支援

子どもの障がいの早期発見に努める一方、関係機関等との連携のもとに、保護者に対して療育の進め方や福祉サービスの利用についてわかりやすく説明し、また、保護者の思いや相談に丁寧に応じ、不安や悩みの軽減を図ります。

(3) 医療費助成制度の実施

障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、河南町重度障がい者医療費助成制度、自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）等を継続実施し、医療費の負担軽減を図ります。

4 障がいのある人とない人とが協働するまち

(1) 就労につながる障がい福祉サービスの充実

① 訓練等給付（就労移行支援、就労継続支援等）の提供

障がいのある人にとって、働くことは自己実現と社会参加につながる重要なものであり、さらに、一般就労の場合は共に働く障がいのない人や雇用主の障がい及び障がい者理解や合理的配慮を促し、ひいては障がいによる差別のない社会を構築する重要な一歩となります。

一般就労をめざす障がいのある人に対して、生産活動の機会や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を提供する「就労移行支援」を給付し、就労につながるよう支援し、また、企業等への就職は困難であるが、就労への意欲のある人には、就労機会の提供や支援を行う「就労継続支援」等、障がい特性やニーズに応じた福祉サービスを提供します。

② 就労支援事業

重度の障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人には、在宅中及び外出の際の移動中の総合的な介護を行う「重度訪問介護」を給付していますが、この制度は通学や就労時は利用できないこととされています。

しかし、最近の動きとして、重度障がいのある人の学びや就労を支援するため、一部の自治体において独自で新しい支援制度を構築する取り組みが始まっています。町ではこの

ような動きを注視しつつ、全国いずれの市町村においても同じ福祉サービスが利用できる
よう、国に求めています。

(2) 障がい者雇用促進についての啓発

「南河内南障害者就業・生活支援センター」を中心に、圏域の市町村、関係機関との連
携により、企業や町民に対して障がい者雇用に関する啓発活動を展開します。

(3) 障がいのある人が主体となるボランティア活動の推進

障がいのある人が福祉サービスの受け手になるばかりでなく、その人らしい自立した
生活を送る障がい者がロールモデルとなって、これから福祉サービスを利用しようとする
人の相談を受けたり、障がいのある人同士がお互いの知識や経験を共有しあい、困りごと
等の解決や精神的な支えあいを行う「ピアカウンセリング」等、福祉の担い手となる活動
の推進を図ります。

(4) 授産製品の活用

毎年、「河南町障がい者ふれあいスポーツ大会」では障がい者就労施設等の製品を賞品
として購入しています。今後も購入を継続するとともに、「河南町による障がい者就労施
設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁内における優先調達の拡大を図ります。



河南町のカナちゃん

第5章 計画の推進

1 庁内における推進体制の整備

本計画及び「まちづくりの総合的な計画」、「河南町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児計画」「第3期河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の上位・関連計画に基づき、庁内のあらゆる部署がそれぞれの事業について障がいのある人の参画を念頭に置いて計画、実行するように、障がい者福祉担当部署からの積極的な働きかけを行います。

2 近隣市町村、大阪府、国との連携

本計画に掲げる施策の中には本町単独では対応が困難なもの、他市町村や関係機関との協力により効果的に実施できるもの、さらには、大阪府や国政レベルで取り組むべきものも含まれています。

町においてきめ細かな施策の実施に努めつつ、そうした広域的な課題の解決に向けて、南河内郡町村をはじめとする近隣市町村、大阪府及び府の各機関との連携を深めていきます。また、大阪府・国に対し、事業や財政的支援の一層の充実を要望します。

3 住民、民間団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のため、啓発活動の展開や各種制度等の活用により、町民、ボランティア、関係団体及び相談支援事業者、障がい者入所・通所等の施設等の取り組みを積極的に支援し、連携を図ります。

4 河南町・太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会との連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人の現状・ニーズをふまえることが重要であり、障がいのある人及び関係者の意見・要望が反映できる場として、河南町・太子町・千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会との連携を強化します。

5 専門的人材の育成・確保

質の高い福祉サービスの提供には、専門的人材の育成・確保が不可欠です。

大阪府や国に対し、専門的人材の待遇改善や養成事業の推進を要望します。

町としても登録手話通訳者の技術向上のための研修を今後も継続する等の取り組みを行います。



河南町のカナちゃん

1 河南町障がい者計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 本町は、障がい者（児）の福祉施策を総合的に推進するために障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画（以下「計画」という。）を策定するものである。

(設置)

第 2 条 計画の原案を作成するために、本町に「河南町障がい者計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 3 条 委員会は、町の障がい者施策に関する調査及び計画の原案の作成を行うものとする。

(組織)

第 4 条 委員は、識見を有する者、障がい者団体の代表者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員の内から町長が委嘱し、又は任命する。

2 庁内における横断的な取り組みを図るために、委員会とは別に作業部会を置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の原案の作成が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理する。また、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の開催は、原則として委員の過半数以上とする。

(作業部会)

第 8 条 作業部会は関係課職員をもって組織することとし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

2 作業部会の運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は公布の日から施行する。

2 河南町障がい者計画策定委員会 委員名簿

任期：令和元年9月1日～令和2年3月31日
(敬称略)

| 選定区分 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----------------|--|--------|------|
| 障がい者団体 | 河南町身体障害者協会 会長 | 上村 一之 | 副委員長 |
| 障がい者団体 | 河南町手をつなぐ親の会 代表 | 鴻巣 十二子 | |
| 町議会 | 河南町議会 議員 | 加藤 久宏 | |
| 福祉施設従事者 | 草笛の家 施設長 | 越前谷 靖衛 | |
| 福祉施設従事者 | あすかの会 理事 | 満石 和彦 | |
| 福祉施設従事者 | 地域活動支援センターときわぎ 施設長 | 土井 涼子 | |
| 福祉施設従事者 | 桃花塾 相談支援事業ピーチネット 管理者 | 石黒 淑美 | |
| 医療・保健関係 | 富田林医師会 会長 | 宮田 重樹 | |
| 医療・保健関係 | 富田林医師会 訪問看護ステーション 管理者 | 増本 紀子 | |
| 社会福祉及び公共的 団体 | 河南町区長会 副会長 | 村元 保男 | |
| 社会福祉及び公共的 団体 | 河南町社会福祉協議会 会長 | 浅野 雅美 | |
| 社会福祉及び公共的 団体 | 河南町民生員児童委員協議会 会長 | 吉岡 賀子 | |
| 関係行政機関 | 富田林保健所 地域保健課長 | 泉尾 正彦 | |
| 関係支援機関 | 南河内南障がい者就業・生活支援 センター センター長 | 坪倉 浩治 | |
| 関係支援機関 | 河南町、太子町及び千早赤阪村自立 支援協議会（基幹相談支援センター 生活支援相談室しなが） 会長 | 中山 崇 | |
| 学識経験者 | 大阪千代田短期大学 幼児教育科講師 | 本田 和隆 | 委員長 |
| 町職員 | 健康福祉部 部長 | 赤井 毅彦 | |

3 用語の解説

<あ行>

一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

医療費助成制度

医療機関にかかることで発生する医療費の負担を軽減する目的で、国および地方公共団体が実施している福祉制度。大きく、公費負担医療制度と公費以外の医療費助成制度の2種類に大別できる。

<か行>

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障がい者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

<さ行>

社会的障壁

「障害者基本法」第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

社会福祉協議会

「社会福祉法」の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

授産製品

障がいのある人が一般企業等への就労等、自立した生活を営めるよう障がい者施設や作業所において作業訓練を行っており、その一環として製作した製品のことである。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に改正され、何人も障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利・利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、「障害者基本法」では、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としている。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障がい者地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。河南町においては、広域的な施策の展開が必要であることから太子町及び千早赤阪村と共同で運営を行っている。

障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について

定める条約。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わって、2013(平成 25)年 4 月 1 日から新たに施行される法律。障害者基本法をふまえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別を解消していくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることをめざし、平成 28 年 4 月に施行されている。法律では、「障害を理由とする差別」として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の 2 種類を定義している。

小地域ネットワーク(活動)

地域の中で孤立することなく誰もが安心して生活できるよう行われる、小地域における地域住民主体の支えあい活動。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人(15 歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級があり、1 級が最重度である。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定された手帳である。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳の有効期間は 2 年。障がいの程度により 1 級から 3 級があり、1 級が最重度である。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

<た行>

地域就労支援センター

働く意欲はあるが、様々な理由により就職できない障がい者、母子家庭の母親、若年者、中高年齢者などを対象に、地域就労支援コーディネーターが相談に応じ、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートをする場。就職に役立つ講習会やセミナーなども行って

いる。就職の斡旋はできない。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されている。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成、など。

<な行>

難病

昭和 47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、「障害者総合支援法」では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられた(平成 25(2013)年 4 月 1 日施行)。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

<は行>

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアカウンセリング

障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間(ピア)である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のこと。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がいのある人の権利利益を侵害すること。

<や行>

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

<ら行>

ライフステージ

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分したそれぞれの段階。誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職等それぞれの段階において節目となるできごとや、特徴的な悩み・問題などがあるとされている。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自律能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加をめざす考え方。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談が行われるようにすることと、各種の支援を受けやすくすることを目的として、都道府県知事等が発行している。障がい程度の区分も自治体によって異なる。

河南町障がい者計画

発行日：令和2(2020)年3月

編集・発行：河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

TEL 0721-93-2500

FAX 0721-93-4691

<http://www.town.kanan.osaka.jp/>